

103  
合3  
302

徵  
合  
新  
論

三



蘭流



蘭流印

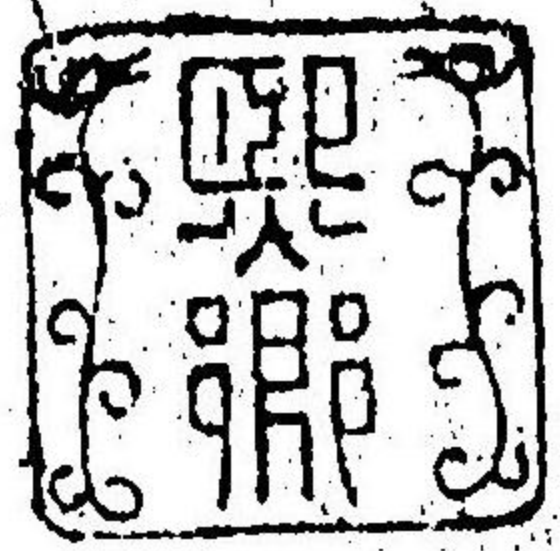
至德 主功





己亥夏日

通禧題

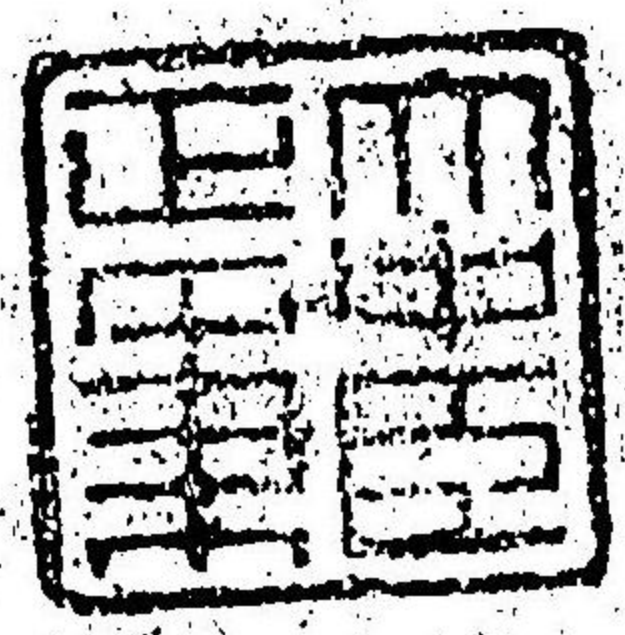


福家





神  
申  
多  
及  
管  
之  
苦  
村  
心  
乘  
根  
也



徵古新論三之卷 一名大元圖說亦號神道哲學

岡 吉胤謹記

○第九圖說

古事記曰故各隨依賜之命所知看之中速須佐之  
男命不知所命之國而入拳須至于心前啼伊佐知  
伎也其泣狀者青山如枯山泣枯河海者悉泣乾是  
以惡神之音如狹蠅皆涌萬物之妖悉發故伊邪那  
岐大御神詔速須佐之男命何由以汝不治所事依  
之國而哭伊佐知流爾答曰僕者欲罷妣國根之堅  
洲國故哭爾伊邪那岐大御神大忿怒詔然者汝不  
可住此國乃神夜良比爾夜良比賜也



是は上に三段の事依とて伊邪那岐伊邪那美二神並坐て三貴子の神等も  
詔坐し隨ふ先天照大御神ハ高天原を所治食給ひ月讀命ハ月夜見國を所  
治食給ひし海原を所治と事依し坐し須佐之男命のみ所命し國を治と  
すして云々の事ありしなり○八拳須云々須ハ鬚の略字よて鬚毛の義な  
り心前は胸を云り胸ハ身根の義なり啼伊佐知ハ手すり足すりして小兒  
の如く泣きめき給ひしなりとて伊邪那岐命の火神を斬て黃泉國に入坐  
し間も白地の事あらざれば定て數多の年數をも經給ひしなるべしそ  
ハ須佐之男命の八拳須の胸前に至り坐しは二十年三十年の事あらず  
いと年長け給ひしさまをいへるなり若是までの説の如く禊祓の時産  
坐しとせば八拳須の心前に至るといふ事もきこえず若伊邪那岐命の御  
側坐なバ夙く御心をつけ給ふべきよとる事もなくて今此體を御覽し  
て驚き怪しみ給へる由なりとるまでも黃泉國より返り來まして見驚き  
坐るさまとてと想像れりしと若然らずとせば長の年月伊邪那岐命  
ハ何方御座在てとる事を所知看さりけむ甚不審き事ならずや○

其泣狀者云々青山ハ木草の茂りて青々と見ゆる山をいひ枯山は枯字の  
意とて木草のなき山を云なるをこは元有し木草の皆枯て無くなりとる  
を云ひ河海の水も乾き盡とりとなり紀ハ國內人民多以天折とも見え  
たりこれ須佐之男命の暴き行ひありて人も物も災を受るの甚しきをい  
へり○惡神之音云々紀ハ多有螢火光神及蠅聲邪神復有艸木成能言語な  
どもありて邪神も時を得たりと喧響騒ぐを云り○僕者欲罷妣國根之堅  
洲國堅洲ハ片隅の義なり此は神代卷に生曰父母死曰妣此は母をいふとて記傳ハ此  
妣ハ伊邪那美命を指て白給へるなり抑三柱貴御子ハ伊邪那岐命の御禊  
よこそ成坐つれ伊邪那美命の生坐る神等よはあらぬを妣と白賜ふとい  
ふよといふにこの御禊に成坐る神とらハ元を尋ねればみな伊邪那美命  
の黃泉の穢惡より起れるが故も猶伊邪那美命を以て御母とするなりと  
あるに至りてハ牽強附會もまた甚しといふべし黃泉の穢惡ハ黃泉に  
そあれ伊邪那美命の御心より發りとるは非ず況て絶妻之誓をもなし給  
へれば其穢惡を母とするの道理更に通えず然れば須佐之男命の御妣を



慕ひ給へるよても吉胤ヶ前ニ舉たる三貴子出生の説の確なるを徴するに足む、倍又其續きニ日月神などハ御禊の清き方ニ依坐て善神、此須佐之男命ハ、惡臭のなごり消難き御鼻ニ成坐て、殊ニ御母の方ニよれる惡神なりといそれるハ、いなる邪神の言む禍言ニ相口會れたる説より、伊邪那美神も須佐之男神も邪惡の神なる故ニ黄泉ニ歸き坐つといそれるニ至りてハ、本居翁ニ似げなき説なり、吉胤懦弱けれど、神直日、大直日神ニ乞祈奉りて、其禍言を直さんとす、あそれ直日神の御靈、此辨説を靈幸ひ給ひてよ、○大忿怒詔云々、須佐之男命ハ、御母の坐す根國ニ罷給そむの御答ありしニ父大神ハ先ニ此地球を可治と事依し給ひしニ其治功もなきのみならず、人民を天折ニするの御所爲のみ轉ありければ、御怒り坐て此國ニな住ぞと詔給ひて、神逐ニやらひましつるなり、

故其伊邪那岐大御神者坐淡道之多賀也○日本紀曰是後伊弉諾尊神功既畢靈運當遷是以構幽

宮於淡路洲寂然長隱者矣亦曰伊弉諾尊功既至矣德亦大矣於是登天報命仍留宅於日之少宮矣

記の本文ハ能く通えされども、通例本に淡海とあるハ誤りなり、勢本及舊一本ニ據て之を訂す、紀ニハ正しく淡路とあるニよりにて、疑ひニあきを、記ニ多賀とあるニよりにて、淡海ありとして、先哲みふ不審しむものなりしを、吉胤ハ夙くより思へらく、今近江之多賀なる神社も式内の御社ニて、いと廣大なる神社ニハあれど、此處ニ鎮り坐へき理由なく、淡路ハ二柱神天降りの初地なれば、必ず此處なるべく思ひ定めりしも、淡路ニ多賀といへる地名ありしやいかよと尙古書ニもを搜索せしニ大同類聚方ニ淡路多賀社祝ニ見え、神遺方ニ多賀祝人ニ見え、又一宮記ニも多賀社ニ見えり、こニハ正しく、徴とすべきなり、かくて思へば、近江之多賀ハ、淡路ニ準へて、近江ニ稱へつるニふらむも、私記ニ近江國犬上郡多賀之宮云々ニ有を思へば、近江ニも古くよりニ唱來つるニならむも、此記の傳ハ淡道なるべし、今の江



州ならむよハ必ず近淡海とあるべきこと下ハ例あれば海ハ道の誤りなること決シ然るよ江州の多賀も甚古き御社なるをもて按ふよ近淡海の大津宮の朝などよて彼淡路國の奉幣使など渡海の風波よ支へられて祭日よ後れたることなどありて今の多賀よて遙拜式など有つらむより詣人の便利も宜ければ繁昌まつること、所思たりて、吉原の推並り

○是後伊弉諾尊神功既畢云々此處ハ記の前文よて明白なれども聊不足心ちのせらるれば重複を厭はず紀の文を掲げたり其要件ハ幽宮を淡路洲よ構へて長隱坐ることある是なり始め天神の神勅を受て此島に天降り坐れば又必ず此島よ返り坐へき理なり尤も伊弉册命ハ止事ふき事ありて熊野の有馬村よ御蹟を留め石隠り給ひて遂よ黄泉國よ入坐しよ對へて伊弉諾命ハ此淡路洲よ幽宮を營みて長く隱り給ひ遂よ高天原よ復歸給へること紀の傳最委しく又前後の結びもかくこそ有べき事なれ然れど此文よよりて記の淡海とあるハ淡道の誤りある事を察りまよ自凝島も他の小島よ非ることを徵すよ足れり但し此文中よ靈運當遷寂然長隱

なごハ漢文の飾りよして字義を解も徒事なればおきぬ○亦曰伊弉諾尊云々伊弉諾命ハ先よ天神の御事依の隨よ伊弉册命と共よ國をも神をも生成坐て天神の神勅なる修理固成の御功蹟も大概成竟給へば唯伊弉册命よ別れ坐しぞいかよ遺憾く思ほしけむをよ上よ辨へるケ如く妹命と表方よハ絶妻之誓をも行せ給ひしも内實よハ止事なき御契約あらせ給ひし事と親ハれて始終愛我那勢命愛我那邇妹命と詔坐しのみならず遂よハ泉大神の御名をも授け坐て善と賞給ひて御別れ坐しハ假初ならぬ事なりかくて伊弉諾命ハ淡路の幽宮よ永く御靈を留め給ひて現身ハ天よ參上り坐て天神等よ復命給ひて日の少宮よ安宅給へることハなりつるなり抑伊弉諾册二神ハ先よ天神の神勅を受て夫婦の道を始め給ひ國土神人を生成給ひしより生魂足魂とも稱へ奉りまよ彼千頭千五百産屋の御問答よて人間の生死を掌り給へること著くさてハ世よ命神とも申傳へて此幽宮を理命之室とも金玉瑠璃宮とも云て何れの國の他の仙よまれ此神府よ詣て長生久視の生籙を賜はる神真堺の御定めなる由



ハ平田翁の赤縣太古傳五神の事は依て生活するものなるも其風と火ハ委しく考證せられりかくて按ふ火金水土の五元の神徳上に辨へたりはも人身ハ風  
伊弉諾命伊弉諾命は屬さるものよて上は騰る性あるハ父命は從ひ金と水と土ハも從ひ金と水と土ハ  
伊弉册命伊弉册命は隸さるよて下は落る性あるハ母命は從ふなるべしそはいりも從ふなるべしそはいり  
よといふも人死すれば身體ハ朽て水伊弉諾命の御跡よりは嘔り魂ハ伊弉諾命の御跡より  
て必ず天津國天津國は參上りて顯世は在しことを報命して天神の御趣けを隨ひ奉るべきなり然るも偶過犯けむ種々の罪咎ありて天津國天津國は報命を得ざるものハ彼根底國彼根底國はやらされて長く苦謫を免れざるハいと悲しむべきことなれども泉津大神泉津大神は坐れば改心の實效顯れなば再び彼苦謫を免るゝ事もあるべし然れば女神の下津國下津國は黃泉國も坐るも男神の上津國上津國は高天原も坐るも其中間なる人民を上より下より保護し給へるハ最も尊く最も恐き事最も尊く最も恐き事こそこそ

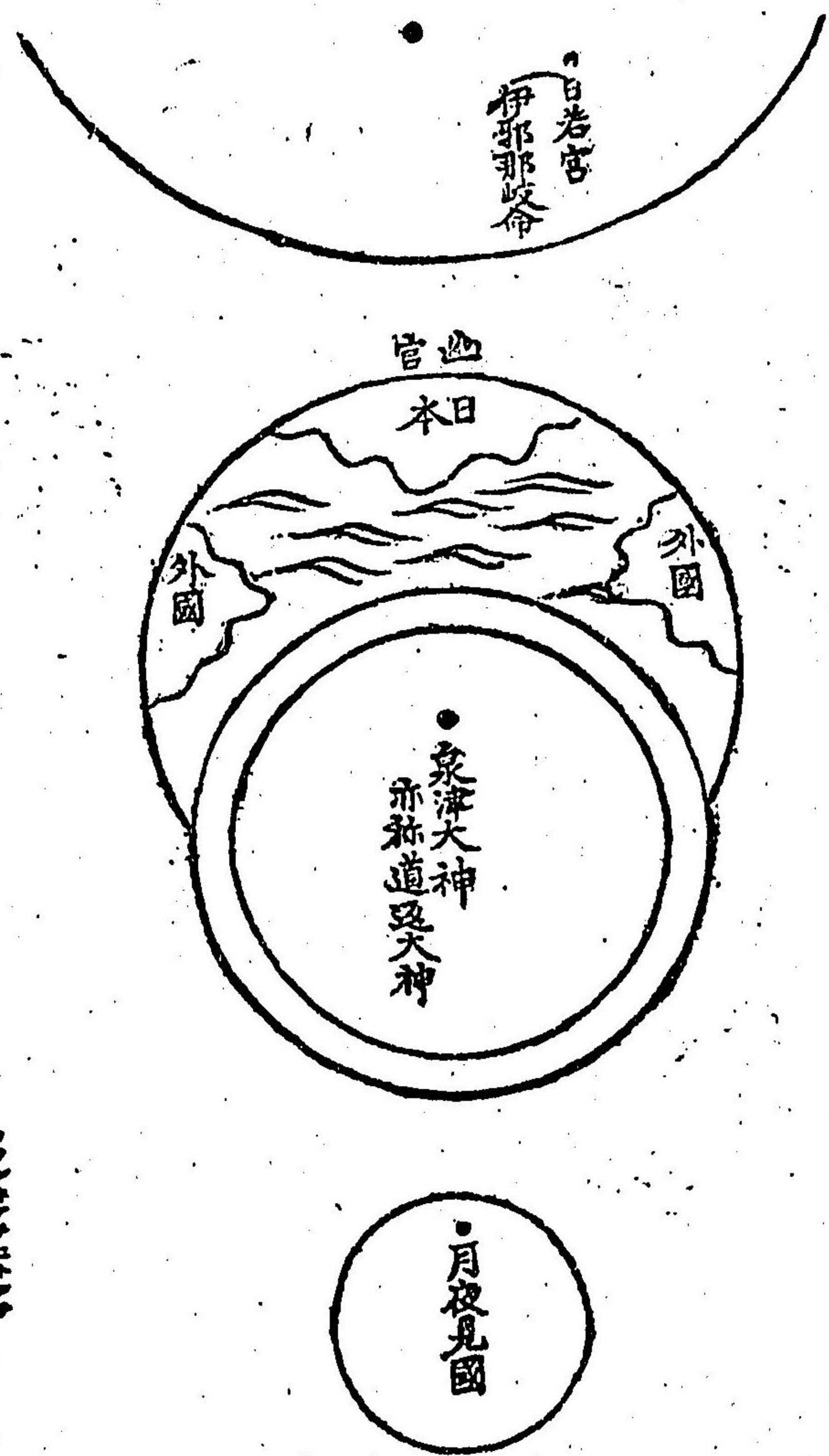
凡て天下の物其本其本は歸るハ造化の原則自然の道理なり故も人ハ天神の精氣を頭頭は七竅より受理して生育するものなり頭ハ一身の元首との七竅より受理して生育するものなり頭ハ一身の元首と

れば滋養療劑首滋養療劑首は施して其身體に彌滿し死れば其魂ハ必ず天に歸り施して其身體に彌滿し死れば其魂ハ必ず天に歸り  
草木ハ地氣を受て生育するものなれば其根其根に灌溉培養すれば幹枝葉に灌溉培養すれば幹枝葉  
繁殖して花咲實熟するに至りて其實其實は必ず其根に歸る其枯るや梢よりして根に及ぶ人ハ其反對ふれば其死する其死するや足先結冷して以て首に及ぶ故に草木の枝は $\infty$ 圖如く上に向ひ人の枝は○ $\infty$ 圖の如く下にの如く上に向ひ人の枝は○ $\infty$ 圖の如く下に  
向ふ禽獸虫魚ハ其中間其中間に在るを以て $\infty$ 圖の如く横に向ふは自然の道に在るを以て $\infty$ 圖の如く横に向ふは自然の道  
理あり然れば人の魂は天より受たる物物なれば死して天に歸るは疑ふなれば死して天に歸るは疑ふ  
べくもあらず或人云く人は山に住む故に其形山に似たり又水中に住む故に其形水に似たり魚は水中に住む故に其形水に似たり又水中に住む故に其形水  
如く野に生ずる虫は其色草に似たり天に似たり鳥は空に似たり又雲は空に似たり人ハ天地の  
氣と受て生ずるものなれば其形は天地に似たり鳥は空に似たり又雲は空に似たり人ハ天地の  
地のみならず其聰明智慧なる神魂と體して造化の神業とも變成有るべきは萬物の長たる  
所以に己に伊弉那岐命伊弉那岐命は先地球の本たる淡路國に一旦歸り坐て遂に先地球の本たる淡路國に一旦歸り坐て遂に  
大本たる天津國天津國に歸りて日之少宮に留り坐しは人の魂に率先して其に歸りて日之少宮に留り坐しは人の魂に率先して其  
死後の方向を知しめ給へる一大確證なり後には日本武尊の白鳥と化なり後には日本武尊の白鳥と化  
て天翔り坐し坐しこころは正しく人目に觸たるなり故に人の死するを古くこころは正しく人目に觸たるなり故に人の死するを古く



はかみあがり云しを、今はな、崩御にのみ、此訓のこれり、されば、没後の靈魂は、必ず、天に歸りて、神位に列るべきも、天神の趁けによりては、國翔りて、其子孫の守神となり、或は國家を守護し、皇統を翼賛して、其靈驗神代の神にも、おさく、劣らぬもあるべきなり、  
近來哲學といへる一派の實測論の  
には、彼等神論が精と與て、無神論なども主眼するものありて、已に内國人にも其説に賛同するものあり、如何ぞや、西洋には、確たる古傳もなければ、さる説も起るべけれど、我神國の神種王長たるものゝ、然る既、これ十八元素の集合してなりたるものなりと、言察るに、反對者ありて、神論に及び、然らば、其十八元素にて、人と製して、よき色皮膚其體正しく、人の如くは見え、たれども、視る事協はず、聞こと協はず、自ら活き動くこと協はず、されば、いかにせん、水火の交運によりて、形體となすといへども、天の御たまを、顯かされば、活動すること、能はざるものなり、是等の説につきては、靈魂確定論に委しく、辨へたり、○また國學者の中にも、靈魂天神と、無形なりと云る説も、聞ゆれども、彼は、彼無神論に近ければ、相共に、るに足ら、然れば、神と云神は、天御中主神を、始として、人間の祖先たる事著ければ、必ず、人體に坐る事、何を疑はむ、但し、隱身の神は、素より、妙用自在の神徳ありて、遍く造化を敷演し給へるは、測り知る可らざるも、偶御形を現し給ふ時は、鳥に非ず、獸にも非ず、必ず、人體に坐る事、高木神の現身を顯して、事議り給ひし事蹟にても、伺ひ察るべきなり、

第九圖



伊邪那美命は、那勢命の神勅を受けて、泉津大神となりて、永く黄泉國を所治給ひ、伊邪那岐命は、祓祓の事、竟て御心清々しく、淡路國に返り坐て、幽宮を建給ひ、此處に暫く住給ひしが、遂に妹命の御首の隨に上津國なる天に登昇りて、天神に復命

て、日之若宮に安宅坐たるなり、○以上を第二期とす、伊邪那岐那美二神は、天神造化の神業を受繼て、國土及神人萬物を生産し給ひ、那美命は、黄泉國に留りて、泉津大神と成給ひ、那岐命は、天上に參昇りて、日之若宮に留り給ひ、尙造化の神業を持分

給ひて、上より下より、永遠に顯見有人神を守り、其死後の靈魂をも、攝治り給へることを、伺ひ察るべきなり、

尙此處に、伊邪那岐那美二神の御履歷を取總て述ハ、始め二神、天津國に坐たる時、天神の神勅を受けて、自凝島に、天降給ひ、夫婦の道を始め給ひて、先



國土を生成給ひ、亦更に萬の神等を生給ひ、其天地の君たるものを生ざら  
めやと譏り坐て、遂に天照大御神を生給ひて、甚く喜び坐て、天津國に送上  
給ひて、日球を令治給ひ、次に月讀命を生坐て、月球を令治給ひ、また須佐之  
男命を生坐て、海原を令治給ひしに、那美命は最終に、火神を生給ふにより  
て、美蕃登被燔て石隠り坐て、遂に黃泉に入給ひしに、那岐命は其を慕ひて  
又黃泉に入給ひ、何くれの御問答ありて、妹命の深き御神慮を、感喜び給ひ  
て、顯世に返り給ひ、幽宮を淡路國に構へて、遂に天津國に復命して、日之少  
宮に留り給ひ、女神は黃泉に在て、顯世の人民を守らせ給ひ、男神は日球に  
在て、顯世の人民を愛護し給へるは、最も尊く最も有難きことにこそ、赤縣  
にても、古くは、皇天、上帝、また天とも云て、實體を指て云ひ、詩大雅に、文王陟  
降在帝、左右といふに至りては、現に其形狀を云へるあり、孔子も、君子畏天  
命、また獲罪於天、無所禱也、また欺天乎、また知我其天乎、など云へり、形なく  
情なきものをいひて、我を知ることは云へからむ、此等の言を思へば、孔子は  
天上に神ありて、世中の萬事を、主宰り給ふことを、熟く悟りて、畏るべく、欺

くまじく、天神の心に背きては、他に禱る神はなしと、畏みたる事を思ふべ  
し、然るを宋儒等は是をも託言に解釋して、太極は無極といひ、天道理、理便  
天道也、また天者理而已など云て、唯無形なる託言のことくなりぬるも、確  
なる古傳説のなかりしより、起れる説たるを察るべきなり

井口兼山の筆記に、傳へきく、清國の順治皇帝は、三所の靈を祭祀し給ふ  
いはゆる孔子、老子、伊弉諾、伊弉冊の二尊なりと、さて常にいへらく、東海  
日本國皇統古昔より絶ることなく、亂臣賊子ありと、雖も其系をたゞす  
と、朕これを羨むが爲に、これをまつりて、其靈氣にひとしからむことを  
いのると見えたり、其順序などは、心ゆかねど、外國に此二神を祭りたる  
ハ、殊勝の事なれば、こゝに擧つるあり、抑我神典に傳ふる神等は、日本一  
國の私奉すべきに非れば、此地球の生靈たる者、外に視過すべき事なら  
めやも。

印度にても、佛説樓炭經、天地成體品に、閻浮樓觀宮殿中、有日天子、座廣長各  
二十里、以天七寶、金銀、珊瑚、水精、赤真珠、磲磔、瑪瑙、作之日天子、一身皆出光明、



照閻浮宮殿閻浮宮殿之光明照大城郭大城郭之光明下照四方云々其有不  
 殺盜邪嫉妄言飲酒意念無欠數善身死得生日天子所云々また起世因本經  
 阿毘曇論等にも同意の文ありて例の駕空の説ながら最面白く中にも善  
 身死得生日天子所云々我日本の古傳に符へりとも云へし然れば佛教  
 に淨土極樂また天堂など云るも必ず日球を指て云るなるべし又洋教に  
 パライソインヘルノと云るは佛の地獄淨土によりたるも是はた駕空荒  
 唐の人造説なれば恐らくは其在所を知る由なからむ是我古典に傳へ來  
 りし高天原も黃泉國も上に述るが如く有形實地の傳なる事明著ふれば  
 彼地獄淨土パライソインヘルノふと云るも我古傳の移れる影たるを察  
 るべきなり得すそは佛者等は小乘の既にて其説の或る事放つものあらむに一言せざるを  
 の百數を論し定めたる時其上座部に加へられざる輩ありてそを傾り新めて般若法華等の經文を據て  
 大乘と稱し寂空高妙なる事と百應て彼石堂述と小乘部と駁し附しられたれど實は小乘部こそ釋迦の眞  
 面目を傳へたる上座  
 部の既にはありけれ

平田翁の説に神代の故實をなづね天地初發の趣を知らむとするには  
 先天地世間の有狀をよく觀て腹に一箇の神代卷のいできたる上にて

古事記序に乾坤初分參神作造化之首とある文又顯宗紀なる月神の御  
 託に我祖高皇產靈尊有預鑄造天地之功と詔へる御言又孝德記の詔に  
 惟神者謂隨神道亦自有神道也とあるなどを心得置て火にも燒まじく  
 水にも溺るまじき倭魂の眞柱を固立て後に漢學を爲て學問の才をお  
 ぼえ其餘の國々の事をも探ね知り然して後にいとも可畏申しすきに  
 似たれども造化の首を作し坐る三柱神の御上より見ましけむ心にな  
 りて此國土を暫く離れて大虚空に翔り此國土を側より見たらむ心を  
 もて考へずば眞の旨を得まじくなむ此事物には記しおかれぬと吾師  
 の神世を見られし趣なりといひ置れしは神典を見るの秘訣ともいふ  
 べきなり吉胤常に此旨を心認置て眞氣なくも彼別天の高天原をも發  
 見したるは全ら二翁の恩頼ならざるを得むや然れば今一層恒星天な  
 る高天原に天翔り海外の諸説は勿論我神典の傳をも暫く離れて畏け  
 れど公平無私の眞心を天御中主神の御本所に置て宇宙間に所有日月  
 星辰を天地の初發より幾萬年の末かけて見直したらむには上にも述



へる天御中主神の所治食す天心星の大神の活潑なる勢力に牽聯れて  
 日月星の無数の中車も小車も活動運轉する車器械たる全世界の形状  
 を回觀して天神造化の神機と雖も幽冥玄妙の秘蘊と雖も知る、限り  
 は窺ひ察りて世人の惑ひなき後世にも傳へて皇祖天神の功勞を知  
 しめて其恩賴に報い奉るべくなむ古味神典を解釋するに、神書は奥書につく計り愚はしかりしより神典を解するに、秘傳口傳など云ふの最良なきしと、古傳の眞實も、漢土の風俗と異なるべし、打破られたるは、此上なき大功と云へし、然れば世の爲人の爲とすべし、

○第十圖説

古事記曰故於是速須佐之男命言然者請天照大  
 御神將罷乃參上天時山川悉動國土皆震

此處を伊邪那岐命の登天報命の前より續きたる文なり其は御父大神より須佐之男命の乞ひ給ふ隨に御妣の國根の堅洲國に往れと詔給ひしより須佐之男命は忽御心の中に思ほしめす事ありて然らば先姉命天照大御

神に云々の事を請白して後に根底國に罷らんと白し給へば父大神も其幽契ある事を知食してか直に御許坐けるあり○山川悉動國土皆震とあるは須佐之男命の天に登り坐す御勢ひによりて然りしあり紀には神性雄健使之然也とある如く神性の荒く建く坐けることを甚しくいひ傳へたるものなるべし

○日本紀曰天照大神素知其神暴惡至聞來詣之狀乃勃然而驚曰吾弟之來豈以善意乎謂當有奪國之志歟夫父母既任諸子各有其境如何棄置當就之國而敢窺窬此國乎

天照大神は兼て須佐之男命の荒ふる神に坐ることを聞し食つるに此たび天に登り坐る狀のなやならねば太く驚て御怒り坐るなり○吾弟之來云々記に我那勢命とありて那勢は汝兄の義なれども女より男を稱る辭なれば弟をも然云り善意は睦まかに異心なきを云り其義は心細の約な



るべし細は細戈また香細名細などもありて記中に妙字をも書り○夫父母既任諸子云々此大神の御言に諸子とあるにても只第一柱あらざるを察り又各其境を保たしむるさあるからは已に月讀命は月球を治し食給へりし後なること決しされは此神を月神と念思ひ混へそ、

乃結髮爲髻縛裳爲袴便以八坂瓊之五百箇御統之玉纏其髻髮及腕又背負千箭之鞞與五百箭之鞞臂著稜威之高柄振起弓彌急握劍柄踏堅庭而陷股若沫雪以楚散奮稜威之雄詰發稜威之噴讓而徑詰問焉

此處は天照大御神の雄々しく建き御粧ひをなして弟命に向はせ給ひし状態記の文もいとめでたけれど紀の文の最も雄々しく最もいみじく所思るまゝに擧つるなり○結髮爲髻は髮を兩耳の上に結縮れて丈夫の状となり給へるふりさて古への女の髮の状を按ふに幼きほどは目ざしと

も云て額の髮の目をさすばかり生下れりそれ過て肩邊に下るほど末をきりて放てあるを重放ともさなぬこのみもいへりそれより男するまで、さらで長く下げ放ちたるを放髮と云つるなり漢籍ながら戒菴漫筆に倭國婦人髮長散在後と見え又論語に被髮左衽とあるは卑賤の状を見て云るならん右衽は左衽は古の風俗なり天武天皇十一年の詔に自今以後男女悉結髮とあるは此時猶被髮するもの、多かるを厭ひてさる詔もありつるならん、されは女は本を一つに結びて末は猶後に垂または頭上に結縮たるもありけるより又十五年の詔に婦女垂髮于背猶如故とあるは又かの上代よりの風の如くせよとなり守部氏の説に古俗年小兒十五六間東髮於額十七八間分爲角子今亦然之とある此角子即髻也萬葉に角髮とあり左右に角の如くなる故に角髮とは書るふり美豆羅は組蔓の義也後世に髮頰と云は音便の訛也とあるはさることなり○縛裳爲袴古くは衣裳を毛とのみも云けむかしそは袴は佩裳の義にして裙は裳袴の意なればなりまた毛と云に纏りからまる意あるを思へは衣は衣裳の總名にて轉



裳の義ふるべしとされど裳とのみいへるは女粧にて今も後に長く垂るものなり、そをひひとしく引まつひて男の袴の如くなし給へるなり、大御神は太陽の主等と云れは、必ず男神なるべしと云るも、八坂瓊之五百箇御統云々、八坂瓊に聞ゆれども、現に瓊神に金りし事此段にも明なりは八尺なり八は彌の義にて八尺に限らざるべし尺は十量の義にて指と指の間をもて置れるなり、瓊は前に辨へたるが如く、沼と同一く玉の美はしきを賞て云詞なり、五百箇はたゞ数の多きをいひ御統はすぶると同く又あはるにも通ひて糸もて貫き括りたるをいへり玉は勾玉圓玉管玉など種々ありて長く貫垂たるを愛尊ぶものにて古へはあへての人の飭りなりし中にも貴人は殊更なりつれば此玉を御誓にも御誓にも御腕にもまた其他にも纏ひ掛給へるにて御稜威も尊く嚴しく見え給へるなり○背負千箭之教云々千箭は訓註に知能梨とあり千箇入の義なるべし和名抄に篋箭竹名也和名乃とあり記に千入と書るも此意を得てまの訓べきなり後世の軍書にのぶかに射込などあるは篋深にて矢幹の深く徹るをいふなるべし、教は字書に箭室也とみえて弓箭の義なるべし千といひ

五百といふは数の多きをいへるなり○臂著稜威之高柄臂は手々向にて、手と手の向へる處をいへるなり、稜威は漢書に威稜槍平鄰國とある註に、神靈之威、曰稜とある意にて、文選には、稜威とあり上神の健き御勢ひあるを云り、また嚴重なる義も、清潔ふる意も具はりて、嚴とも伊豆とも書り、本居翁は都に清音と濁音との別あることを註はれつれど、古くより多く通はして、事にも物にも云るをみれば、同言なるべし、柄は左臂に着て袂を挿へ、弓、弦を避る物なりと云り、弦のあたりて音ありしことは、萬葉其他の古書に、柄の音の事多く見えたり、柄字は半葉に見えす、またの断字に柄と書たり、訓義本居翁は音物の略と註はれ、谷川氏は手面の義と云、また一説に、大伴氏の祖の造る所なるをもて、云ともあり、巴は柄繪の義にて、水の渦く形を畫きたるなり、黒く、白く、赤く、青く、黄く、とて高は、鳴音の高きをいへる義の、また健き義にて、添たる言にもあらむ、又一名、月、の、輪、と云して、明と撰、輪、ひし、有り、輪、ひし、より、撰、田、子、と、名、づ、け、り、○振起弓、彌記には弓腹とあるによりて、まの訓むもあしからぬと、築疏に彌弓、頭也、また字書に頭弓、梢末也とあるによりて、ニハズと訓へし



○急握劍柄劍柄は手上の義なるべけれど萬葉に焼太刀の手類などあるを思へば古くはタカヒとも云けんかし、トリヤバリは取縛にて握み結るを云急字を添たるは緊と同一く堅く握むよしなり○踏堅庭云々堅庭はたゞ堅き地を云り股は私記に兩股是正相向故云向股耳とあり又祈年祭祝詞に向股とあるによりてムカモ、と訓べし陷はフミオトシと訓べし平田翁説に御足を堅地に踏入て股まで地に没を云て甚も御力剛く勇健坐さまなりとあり○若沫雪云々沫雪は水の沫に似て脆き雪を云り高麗の雪と云れし今昔 躑をクエといふは消をケと云ると伸縮の同例なることを知べし故はハラ、と訓てナルの古言なりされば○庭の土を蹶散して雪の如く摧散を云り○奮稜威之雄詰記には伊都之男建踏建而とあるはいと雄々しき詞なり今世に相撲の時、ツツケフムといふは此言より出たるならむ 萬葉に牙喫建怒而とあるに同一くいづくしき男建びの聲を振ひ起し給へるとまふり○發稜威之噴讓小爾雅に詰責以辭謂之讓とあり聲を發して其罪狀を責問ひ給へるなり古歌に母にころばえなどあるは此義ふり○徑詰問焉紀に待問と

あるは古言の例なり、は漢文なれば字の如く訓べし詰はナシリと訓て其罪狀を咎め嘲る意ありとて結髪よりこれまでの言つべき漢文あからいきほひありて其時の御客貌を現目に見奉るが如く最雄々しくこそ我大御國のすぐれて猛きこと男神は更にもいはず女神にさへかく猛く雄々しく坐すなり息長足姫命の韓國を征伐給ひしことふとも思ひ合せて知るべし然るを漢國ぶりうつりてより尊きあたりに優美なる方をのみ心控として猛きは中々に卑しき事の如くなりてこそ天皇の御稜威も衰へさせ給ひしは明治の御代となりて畏れれど今上天皇の猛く雄々しく坐ける大御心を心として數多の將校等の皇軍を起して稜威の雄詰踏健びて彼國の罪狀を詰問されしは古へに復りて猛く雄々しく天照大御神の稜威の御靈もいかでよそに見給ふべきことならむや

素戔嗚尊對曰吾元無黑心但父已有嚴勅將永就根國如不與姉相見吾何能敢去是以跋涉雲霧遠



自來參不意阿姉翻起嚴顏

素戔嗚尊云々用さて是より表と裏との別あることを知ざれば、劔玉の御誓約も了解し難からむ。表とは父尊の勅の儘に直に根國に往坐ては再び天照大御神に見え奉ること能はざれば、遙々と暇請に參上り坐つるを、やくりなくもかく咎め給ふ事よとの意なり。其裏は已尊先に父尊の海原を治せと言依し坐つるを、今黄泉にまかり給ふにつきては、此海原を治すべき大君を儲け定めむとの一大事を抱きて、參上り坐りしあり。○吾元無黒心、黒は赤きを清とす。黒に對へて濁を黒とする義あり。物語の文に腹黒と云るも同じ。訓は記傳にキタナキ心と訓べし。邪心、悪心などあるも同じ。註はれたるによれり。○父已有嚴、勅云々。此處は父尊の勅の隨に、根國にまかりなむを、さては再び大御神を見奉らむことも、おぼつかなければ、はる／＼雲霧をわけて、御暇白しに、參昇しを思ひの外に、かくつきなく咎め給ふ事よとなり。○さて此本文につきて、吾も人も底解難く疑はしきことあり。そは素戔嗚尊はかくまで親しき御心に、深き思食しもありつるに、天

照大御神の世にこよなく勝れさせ給へる。大御心に弟尊の御心を知し食

さすして疑ひ坐ること大御神に似げなきこと、ちするは、いかにいふに天地剖判の始め、伊邪那岐、伊邪那美命の蛭子、淡洲を生み給ひて、天神の御教を乞ひ給ひし時も、皇産靈の神太占の卜事を以て、教諭し給へる程の事なるを思ふに、神の御上にも、其ほどに顯幽ありて、いかなる大神にても、顯事に就き給ふ時には、冥々の中なる造化秘蘊の事に至りては、知り給はざる事あるが如し。然れば天照大神、素戔嗚尊は何れも尤けき大神に坐せども、顯事に就給へる時ふるが故に、他の神の御心は、知し食さざるにもあるべし。抑神傳の前後を照し合せて考ふるに、幽中に猶幽冥ありて、造化秘蘊の事に至りては、大元靈なる天、御中主神の外は、知る事を免し給はざるが如し。そは彼占術なども、御中主神の御教を乞へるの術なるを思ふべきなり。

于時天照大神復問曰。若然者將何以明爾之赤心也。對曰。請與姉共誓。夫誓約之中。必當生子。如吾所



生是女者則可以爲有濁心若是男者則可以爲有清心。

此處も素戔嗚尊の言をうけて、若其言しが如くならんには、何を以て其証據をあらむと詔へるよしなり。○赤心は黒心のうらにて、清明なる真心をいへり、古き祝詞、また萬葉などに例多し。○共誓云々、平田翁の説に、宇氣比てふ事は、此より後にもいと多く見えて、其事の状は事により、時に依て、とりとに聞ゆるを、其凡の趣は、他と對ひて、眞偽の疑はしきを、此事に依て、情の信を證さむとするが本にて、言義は向の疑ひ念ふを、否とよ然る心持らず、然る事はなしと、堅固く請たる心の信を證す事ありとあるにて、知られたり。○必當生子、宇麻那の那は、牟に同一意の古言なり、さて此御誓は、神代の中にもいと一幽契ある事にて、容易く見過すべき事にあらず、そは此御誓にも、亦表と裏とありて、表には、姉命の御疑ひを、晴し奉らむとの事なれど、裏には、天下の大君を得むとの御心あるは、先に父大神の御事任の條に、素戔嗚尊者可以治天下と詔ひつれば、即此尊を、天下の主にして、此

時まで深く御心を盡させ給へるには、あらねど、此國を領知て、在坐つるには、違ひふけれど、黄泉の御事任ありつる上は、此詔も少縁ならずとありて、表には、此國を治りて、はいて、さき給ひしを、阿りて、給へるなれど、裏には、伊邪諾命の御上と、心元なく、思はしめて、素戔嗚尊と添て、疎ひ、荒ふる根國の禍、物とも、治め、守らしめ、むとの御心なるべし。然れば、此御國の大君を定めてこそ、黄泉へも罷らめとて、天照大神の御許に、参昇らせ給ひし事、皓著ふり、そは、一書に、汝若、不有、奸賊之心、汝、所生子、必男、矣、如、生、男、予、以、爲、子、而、令、治、天、原、也、などあるをも、思合して、此御誓も、末終の大君を、顯出、坐す、べき御所爲なる事を、伺ひ、察るべきなり。○如吾所、生是女者、則云々、共に、劍玉を、咀嚼て、御子、あれ、まさむ、さうけひ、給ひ、何れか、非なるか、其御子によりて、定め給はむとなれば、大神も共に、此事爲させ給へるなり、此誓約の段は、記の傳心得たし、もし、天照大神は、女子、生給はん、こと、もとよりの誓約ならましかば、一書に、故、素戔嗚尊、既得、勝、驗、云々、また、吾勝尊などの御名にも、かなはざるなり、然るを記に、須佐之男命の御言に、我心、清明、故、所、生、之、子、得、手、弱、女、因、此、言、者、自、我、勝、とあるはいかになり、若く、の如くならば、正哉、吾勝、といふ名は、女御子にこそ、負せ奉るべけれ、總て



此誓約の事は記には據がたし。

於是天照大神乃索取素戔嗚尊十握劍。打折爲三段。濯於天真名井。齧然咀嚼。吹棄氣噴之狹霧。所生神號曰田心姬命。次湍津姬命。次市杵島姬命。凡三女神矣。既而素戔嗚尊乞取天照大神鬢髮及腕所纏八坂瓊五百箇。御統之玉。濯於天真名井。齧然咀嚼。而吹棄氣噴之狹霧。所生神號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。次天穗日命。次天津彥根命。次活津彥根命。次熊野櫛樟日命五男。

此誓約は先素戔嗚尊の物し給ふべきを大神の爲させ給ふは幽契ある事ならむ。此段の御事尋常の心にはいこ有まじき事なれど神たちの御上に其有まじき御所爲をなして誓約の證據を顯はし給へるは天御中主神に

乞祈白し其御糺しを仰ぎて其靈驗を得給はむとなり。天孫降臨の後に鹿葦津姬命の無戸室に入てそを焼しめ給ひしに御身恙なく二柱の御子を生給ひしも御中主神の靈驗を得給へるにて事は異なれども其誓心の同じきを思ふべし。○天真名井は眞の井にて乃を那と云る例多し眞は美稱なり倭姫世記に眞井原とあるをも思ふべし。凡て古くは川にまれ沼にまれ用る水に汲處を井と云るよしなれば此井は即安河の中にて朝夕汲取給へる處を云るなるべし。○齧然は玉簾齧然響堅聲と註せり。かゝれば靈響を約てサガミとは云なりとあり。○吹棄氣噴云々棄をうつるといふは古言なりされば吹棄は吹はなつと云に同し伊浮岐は息吹なり息を響に言なしたること古き例多し。○田心姫云々田心は一書に田霧姫ともありて記には多紀理毘賣とあるは激流の義なれば田霧も湍津も安河の早瀬の状を以て名つけ奉りしなるべし。然るに市杵島姫といへる御名の獨り異なるは此時の御名にはあらで後の御名なるべく思ゆるは紀一書に奉助天孫而爲天孫所祭也とありて筑前國宗像郡なる瀛島に所祭給ひしよ



りの御名にて齋き島の義なるべし、また延喜式に、安藝國佐伯郡伊都伎島神社とありて、今は嚴島とかけれど是も瀨島より遷し奉りて之を稱する事となりたるなるべし。然るに第三の一書に、日神所生三女神、使降居兼原中國宇治島矣、今在宇治北島は、登前國京都郡田濱の神に在て、神島と云り岸を距る二十丁の處にして、一絲の道ありて、其島に遷せり、故に引潮の時は船なくして往還すべし、土人は是をミナトニ云は、道の隨れる百なるべし、今尙市并島と稱せり、此島の南と海南といひ、北と海北と云るにて、一書の義は明著なり、かくて其後宇佐郡宇佐に此神を祭り、又應神天皇を合祀して、八幡宮と稱せり、按ふに古くは上國より九州の地に上陸するは、此島と前島の海邊なりしと云へて、兼行天皇も、神功皇后も、此地に著給ひしにて、降すべし、さては三女神の靈なる宗像に遷りししと、神后の征韓につきて、神功皇后も、此地に著給ひしにて、降すべし、さては三女神の靈なる事、又三神山の事、西田直美の考證もあれど、處せければ、もらしつゝい。○正哉吾勝々速日天忍穗耳尊云々、こは正しく御誓約に勝給へるに、よれる御名なるべし、速は疾く、建き意、日は夫流とも活て其状を云る辭なり、忍は猛くして物を押し、意なり、穗は大なり、耳の美は比に通ひて、奇靈なるを言へれば、其比を二つ重ねて、尊稱としたる、例多かり、さて此尊を始て天津日嗣を所知食たる皇統の大神に坐て、已に地球の大君と成せ給ふべき神勅もありつれど、御自は天降り給はて、御子瓊々杵尊を天降り給へること、なりしは、深き所由あることなるべし。其由下にきて、此次に坐る、天穗日命の御名の義は、忍穗

耳尊の御名に、聊か稱への異なるのみ、此神は出雲國造の遠祖に坐り此三

神は別によつても、地名なれば、天降り坐て、後の御名なるべく、處はるべきなり。

是時天照大神勅曰、原其物根、則八坂瓊五百箇御統之玉、是吾物也。故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉。又勅曰、其十握劍、是爾物也。故此三女神、悉是爾兒、便授之素戔嗚尊。此則筑紫胸肩君等所祭神是也。

この本文も能く通えたり、前に兩大神の誓約によりて三女五男の神を心化し給へり、然に天照大神より素戔嗚尊に詔り給はく、後に所成る五男子は、其物根は玉にして吾物なれば、自ら我物なり、又先に所成る三女子は、其物根は劍にして、汝の物なれば、自ら汝の子なりと、詔別給ひしなり、物根は記に物實とあり、佐泥と多泥とは、其物も名も通へり、後世にも人の母を某腹といひ、其父を某種と云るを思ふべし、左すれば五男子の爲には、天照大



神は父の如く素戔鳴尊は母の如くにして天津日嗣の皇統の定りまして遂に地球の大君となり給ひて素戔鳴尊の精神彌貫徹して父大神の御事依しも空しからずありつるは造化天神の冥々の中に御謀らひ坐る事と伺はれて其神業の奇靈なる事を思ふべし

此段は素戔鳴尊の別居に御命坐て生給へる御子なりと云るは今の情願を心の邊として神の御上で謀る事既に昔もなき事なり夫婦交合せざれば子は成ぬものと云ふは胎生と定りし今の御世に泥る事非見にして大神の奇靈なる神業をしらの説なり是を心化神といふは兩大神の御心を交ひ給ひて約する事にして大神の御命坐り給ひしなり胎生の神と異なる所由は上に辨へたるが如しまた方假を以て假に御命坐り給ひし事と吹出す等如き奇怪の幻術と同類すべからず

一書曰既而天照大神在於天上日聞葦原中國有保食神宣爾素戔鳴尊就候之素戔鳴尊受勅而降已到于保食神許保食神乃廻首嚮國則自口出飯又嚮海則鱗廣鱗狹亦自口出又嚮山則毛龜毛柔亦自口出夫品物悉備貯之百机而饗之是時素戔

鳴尊忿然作色曰穢哉鄙哉寧可以口吐之物養我乎廼拔劔擊殺保食神然後復命具言其事時天照大神甚怒之宣汝者惡神不須相見乃與素戔鳴尊一日一夜隔離而住

此本文は紀黃泉段第十の一書の傳にして記とは大同小異ありと雖も紀の此段は先哲も論らひ置れたるが如く錯簡にて天照大神の岩屋戸より出ませる後に此傳を加へたるものにて其傳も略傳にて委しからざれども須佐之男命とあるは實の傳なり一書の傳はいと委しく尊き傳ふれども月夜見命とあるは誤りなる事著ければ記によりて御名のみ改めたり抑月夜見命は早く父大神の御事依にて月球を食國と定め給へれば此時天上に坐すべきに非ずな一日一夜隔離而住とあるを思ひよそへて月夜見命と混ひつる傳ならんを平田翁は此一書の傳を信られて遂に御同神の説を主張せられしは遺憾の事なりき○此本傳によりて考ふるに天



照大神と素戔鳴尊と誓約の事終りて後に記には我勝ぬと勝佐備にすこ  
びて直に營田之阿を離ち云々の事あれど、こは必ず誤傳なることは此時  
いまだ天照大神の御田あるべくもあらず、殊に我心清明故と宣給ひつゝ  
御言の下にまた荒び給はむこと心得難ければ此段は多く紀に據つるも  
保食神の一書の傳此間になくて協はぬ事なれば一書の本文を舉つるな  
り○さて天照大神は弟尊の黒心ならざる事を知し食て御心も安く穩ひ  
になり給ひて弟尊に詔給ふには葦原中國に保食神といふ神ありと聞り、  
故に汝行て見よと詔給ひしによりて素戔鳴尊は天降りて保食神の御許  
に到り坐けるなり○保食神は上に舉たる稻魂命是なり記には大氣津比  
賣神とありまた御膳神とも豊受姫神とも稱へて食物を始め給ひし神な  
りさて保食神は天上より天降り來まし、素戔鳴尊を畏み尊び坐て御饗  
し給へるなり○乃廻首嚮國則自口出飯又嚮海則云々こは保食  
神の口より出し給ひしなり已に此時米も成初めたる事としられて飯を  
出し給へるなり、緒廣は大魚なり、緒狹は小魚なり、毛麁毛柔は獸類鳥類を

云るなり此神は食物一切を始め給ひ殊に稻種を生し給ひし大功德は最  
尊く今にも其恩頼を蒙らざるものなし然るに素戔鳴尊を御饗坐し時の  
狀口より尻より口尻の一種種々物を取り出し給へる狀なるを素戔鳴尊の糶  
に御覽して吾に穢きものをもて養はむとするは異しき事なりと御怒り  
まして遂に保食神を斬殺し給ひしといへる傳なり○然後復命云々保食  
神の變化の所業あるのみならず穢き口尻より種々の物を取り出して養は  
むとしたるによりて斬殺し坐しよしをも白し上給ひしなり○天照大神  
甚怒之云々大神は保食神の神徳を勝れ給へることをかねて聞食給ひし  
故にゆかしく所思しめして候せしめ給ひしを情なくも擊殺し給ひしこ  
さを慨たく思ほしめず御心よりかくは怒らせ給へるなり○一日一夜云  
々天上は素より清明なる國にして天照大神の統御し坐れば夜はあるべ  
きとも思はざるにかくあるは心得ずもしくは天上にも晝夜のありて大  
神の御光も休まり給ふ時もありけんかし此段は一日一夜ばかりの間は  
御面を合せ給はざりしは此國の晝夜に准へて傳たる文ならむも下なる



天岩戸の段に至りては、正しく晝夜ありし由なり、さて此一日一夜あるを此時より月と日と別界に隔たり給ひしと、思ひ辨めつるより此處を早くより月夜見命と誤りつる傳もありけむかし

是後天照大神復遣天熊人往看之。是時保食神實已死矣。唯有其神之項化爲牛馬。顛上生粟。眉上生蠶。眼中生稗。腹中生稻。陰生麥。及大小豆。天熊人悉取持去而奉進之。于時天照大神喜之曰。是物者顯見蒼生可食而活之也。乃以粟稗麥豆爲陸田種子。以稻爲水田種子。云々。又口裏含蠶。便得抽絲。自此始有養蠶之道焉。

是後天照大神云々。大神は尙も保食神の事深く御心にかゝり給ひしかば、再び天熊人を天使として保食神の殺され給ひし御有形を候せしめ給ひ

しに、是時保食神實已死矣。唯有其神之項云々とありて、紀記ともに保食神は殺され給ひし由なれど、彼攝津風土記には稻椋山より丹波國に避て隠り居坐るなり、されど天使の御罰めにあひ給ひしなれば、御命はましけるも天上には彈り畏みて世を忍び給へるなるべし、かくて其後丹波國に於て山の項に牛馬を養ひ給ひ、顛上といふべき地に粟を蒔給ひ、眉上といふべき地に蠶を養ひ、眼中は凹まりて濕みある地に稗を殖腹の廣き地に稻を生育せしめ、陰とは山と山との間に、うづ高き處をいふ、そこには麥豆の生たるにて、總て地勢を人體に當たるにて、今も山頂山腰山脚など人實は此土地に種々の物を蕃殖せしめ給へるなり。○天熊人悉取持云々。天熊人は受持神の神德にて成出たる種類を悉く取持て、大神に奉られしかば、大神は甚く悦び坐て、其中より稻種を取舉て、是物は顯見蒼生の食て活べきものと詔給ひし、神慮を伺ひ奉るよ天地分判の始めより、神等の御上には、食物もなかりしを、最早神代第三期に至り胎生の八百萬神の神孫たる、青人艸には必ず衣食なかるべからざるを以て、其道の開くるは保食神なる事



を知食し給ひしを思へば、大神の人民を愛く所思し看す、大御心は、やがて  
 伊邪那岐命の青人神を愛みます、御心を大御心と爲給ふにて、言以てゆけ  
 は、二柱産靈大神の此國を修理固成と依し賜ひし、大詔に本づくことにな  
 る。○爲陸田種子陸田は乾田の義なり、ハタケは畑類なり。○以稻爲水田種  
 子、右穀物の中に稻を田作物と定め給ひしなり、かくてこの稻は地球中の  
 人の食物とほなりぬるもの、我大御國にかぎりて、米の味の他に異なる  
 は、土地の膏腴なるにもよるべけれど、また大神の御心をこめさせ給へる  
 によるべし。○又口裏含蜜云々、蠶を養ひて、糸をさること、此時まづ天上  
 に始りしなり、口に含てものすること、は、今世にはきかぬことなれど、古  
 いまわして、糸をとりけむかし、其後釜の湯に浸して抽出し、今は器械に  
 けて糸をさる事となりて、甚便利よくなりぬるにつけても、開けゆく状況  
 の驚かる、斗りふるも、其は人事工業の上にも、そあれ、其元は何事も神代  
 に神等の始め置給ひし恩頼による事を想ふべきなり。

第十圖



是は須佐之男命の天に登り坐る其勢のすまじかりしより、天照大神の  
 ことを怪しみ怒り坐しを、さる黒心なきよしを敬さむと御誓まして、天安河を隔  
 て大神神と共に御誓約ありけるに五男、三女の神を心化して皇統を定め  
 給へる奇靈に尊き神業なり。

○天照大神は葦原中國に受持神坐す事  
 を所知りして、甚く慕はせ給ひ、須佐之  
 男命に、勅して行て候はしめ給ひしに、  
 受持神は、畏み敬ひまして御愛し給はん  
 とするさまの怪異なるを憎みて御怒りの  
 餘り受持神を斬給ひしより、善事悪事く  
 さく起りし事本文に述へるを見よ

此段は天照大神素盞鳴尊劍玉の誓約とて、神代古傳中に、最も高尚極り無  
 き、奇靈玄妙の神業にて、吾も人も底解難く、所謂幽中の幽なる幽契あれば、  
 今の心を以ては容易く悟得難き處なれども、神代の活眼を具へて之を見  
 れば、ほのぼのと夜の明るが如く、兩大神誓約の神理も、かつつ伺ひ察ら



るゝのみならず高天原の形象をも想像せられ、隨て我大御國に坐て、地球の大主權を任せ給ひし、皇統の起原をも曉り知らるゝは、最も尊き御傳へにぞありける。さて此兩大神の誓約は、大陽界なる高天原の地球中に於ての事なるにつきて、或人問て曰く、地球の形象は、前にも御諭しを受侍りしも、尙底解難きことあり、そは先彼地球は火球にてたゞ、炎々たる火の玉にして、人は勿論、動物の住居することは西洋の説にも、未だ曾て聞ざる事なるに、此誓約の件につきて、天照大神の御粧ひ美はしく、弓矢を携へ、劍を帯給ひ、また堅庭もあれば、天の安河もあるはいかにといふに答へて曰く、如何にも地球は、前にも論へるが如く、炎々として火氣の盛なる一大火球にして、此地球より數百萬倍なる、一大世界なる由にはあれど、其中に神人動物の居住することありて、此日本國より正しく往來したることなどは、洋人の知ざる處、實測の及ばざる處なれば、彼哲學者も、容易く信用ざるは、さる事ながら、こは我皇國に傳はる古傳と實蹟とに徴して、其事を辨へんとす、先人は肉體を備へて、顯世なる物質世界に住るものなるが故に、自己

の肉體自己の思想を定規とするが故に、肉體の至らざる處、思想の及ばざる處に至りては、信用能はざるは、通常の事あり、今暫く自己の肉體思想を離れたる心得にて、予が説を聞れよ、抑此地球は如何なる物ぞ、三山、六海、一平地と謂て、其六分は海水なり、而して地球の圓形なる、勿論、あれば、遠く之を望めば、一箇の水玉を見たるが如くならむも、其中に人類を始め、數多の動物ありて、居住するのみならず、大海の内部に空虛の處もあり、火氣の盛ふる處もあり、岩石の歛てる處もあり、又其下方に根國底國と云て、伊邪那美命の治め給へる國もありて、其處に月球を生じて、分娩したりしこともあり、又此外部なる人間世界の外に、神界もあり、其神界の中に神仙界あり、海底には海宮とて、海神の住る宮殿もあり、海中には水界ありて、魚鼈の住る國あり、此水界は、人間界の隣界なるが故に、人の肉眼にて見ゆるものから、疑ひは無けれど、其水界に住る魚鼈をして、假に思想あるものとして、其魚鼈に向て、人間と云世界には、火といふものがあること云聞すとも、魚鼈は自己の住る水界を定規とするが故に、之を信ぬと同様なる思想を離れど



れば地球中の事も悟り難し況て大陽界の事を知るべき由あらめや抑大陽界なる日球は此地球より数百万倍の大なる其中には數多の區域もあれば神人動物の居住處などか無らん日球を遠く望めば炎々たるが如きも思ひの外に居住し安からむも計り難し又火中に住る動物もある事なれば彼日球の外部に動物の住けむも知べからず然るに神人の居住は日球の内部なる由は已に先哲も論定せられたるが如く山川草木田野家屋等も此地球に變る事なかるべし此地球も彼日球中より分娩したるにて日球は祖國なれば此地球を以て日球の事をも伺ひ察るべきなりざるによりて此地球のみ文明開化に進みて日球はさる事ふしと思ふは所謂自己の定規に僻するなり日球は夙く文明なりし徴證ハ前にも擧たる彼勾玉の製作をみても察るべきなり其日球ハ別天の高天原より分娩せるものなるが其日球にして天神より伊邪那岐命に授け給ひし瓊矛ハ乃天御中主神より受傳へ坐る瓊と矛の二物なること上に述へるが如し然れば其瓊ハ伊邪那岐命の御頸に掛させ給へりしを天照大神に授け給ひ大神

より皇孫命に授け給ひ皇孫より歷朝の天皇に譲り坐て今に傳へ給へるなり鏡ハ岩戸隠の時に製造し給ひしを崇神天皇の御時に摸造し給へるも瓊ハ天上の製造なるを御代々々に傳へ坐るハ天皇の御許にありと雖も見る事を得ず今世他に遺存せる瓊の中にも神代の製造と思しきもあるハ其製造美ハしくして今世の鋼にては製し難きものなりされば此瓊によりて大陽界なる天上の文明技術の妙工なる事を悟り又其別天なる天心星の文明をも思ひやられ且ハ皇統の大元ハ別天なる天御中主神に原始する事をも伺ひ察らるゝなりさてまたこゝに辨へ置べきことハ兩大神劍玉の誓約竟りて後に記の傳にてハ須佐之男命誓約に勝給ひて直に勝さびに荒ひて御所爲の無狀なりし由なるハ心得がたしそハ誓約の御時清明なりし御心の掌を返すが如く何ゆゑ忽にあしくハなり給ひけむ寔に前後打合ぬ傳へなり且大氣津比賣神の事岩戸隠の後にあれば此時天照大神の御田あるべくもあらねば其傳の混へる事ハ言も更なり然るに紀黃泉段第十、一書に三貴子に三段の事依しありし次に月夜見神を



天降し給ひし傳なるも、其月夜見神ハ記の傳へなる、須佐之男命の混ひたること月夜見神ハ記に花之食國と統御し給へば、大國ハ天つ國に、坐すべきに非ず、又天つ國に坐るること、登り給ひし事も見えず、また受持神を斬殺し給ひし御所爲月夜見神には、假げなき事ぞかし著れば、受持神の御許に天降り坐し、須佐之男命なること決し、左すれば、劔玉誓約の後なる事論を俟ざるなり、平田翁ハ、月夜見神と須佐之男命ハ同神の説あるも、尙成文に此受持神の條を劔玉誓約の後に擧られたり、然れば、此一書の傳ハ、御名こそ違へ世に此傳なかりせば、人間の生命を保つに、必用なる衣食の元因も知るべき由なからん、實に止事なき傳なれども、いと怪しきことありて、彼口より尻より、食物を出し給ひしに至りてハ、正しくそを御覽したる、須佐之男命さへ不審坐て大變に及びたる事なれど、こハ幽契ある事ならむを口尻より出したりきて、穢き物とのみハ、定めがたし、今にも鵜の口より出たる、鮎鶏の尻より出たる卵などハ、いかなる貴顯の御方の食物ともなれるを思ふべし、早まりて、斬殺し給ひしハ、情なき事なりし、然るに攝津風土記に昔豊宇可乃買神常居稻掠山而爲膳厨之處、後有事故不得已遂還、丹波國比遲之麻奈草とあるを思へば、此時素盞鳴

尊より斬られ給ひしも、死り坐しにハ、非りしや、また一旦殺され給ひしや、再び蘇生し給ひしにや、丹波國に避て還り坐し趣なり、さてハ丹波國に此神の御事蹟多かる中に、天避大明神と祭れるハ、天神の御怒りを畏みて、避給ひし由の御名なるべく、又熊野神社とも祭れるハ、世を避て隠り居給ふの義なるべし、また素盞鳴尊を御饗坐し、稻掠山ハ今の山崎なる天王山なりしといへる考證など、已に著したる豊受姫神蹟考に委しく辨へ置たり、如斯在ば丹波國に神蹟多かるのみならず、保食神の亦名を御衣織女とも又稚日女尊とも稱へ奉れるを思へば、其傳ハ洩たるも、必ず天上に參上りて天照大神に親しく仕奉らせ給ひしなるべし、然るを天孫降臨の時正身ハ天上に留りて大神に仕奉らせ給ふも、御靈實ハ再び天降坐て、元の丹波國なる眞名井原に坐げるを、二十二代雄略天皇の御代伊勢の外宮に遷奉れるなり、其ハ延暦儀式帳に天照坐皇大神云々、大長谷天皇御夢、誨覽賜々、吾高天原坐見眞岐賜處志都眞利、然吾一所耳坐甚苦加之、以大御饌安不聞食坐故、丹波國比沼乃眞奈井坐我御饌都神等由氣



大神乎 我許欲止 誨覺奉 云々 此時天皇驚き悟給ひて即丹波より度會乃山田原に遷奉らせ給ひて朝夕の御饌も同じく所聞食す事ごはなりつるなり 倭此本文に據ば天照大神ハ天上にて恆に親しく並ひ居坐し等由氣大神も遠離り坐て唯一所のみ坐てハ朝夕の御饌も御快く聞し食さず在坐つるより我御饌都神云々ごハ宣ひつるなり茲に一所ご宣坐るによりて天上にてハ必二所並ひ住坐し事を知り又等由氣大神を慕はせ給へる神慮のほど唯御饌の上のみならぬ事を伺ひ察り又大神ご宣坐るに依て他臣列の神ご俸しからぬ事をも悟るべし斯在止事なき神徳在坐けるによりて天上にてハ稚日女尊ごも尊稱奉り此國にてハ豊受大神宮ごも仰ぎ尊み天照皇大神宮に並びて伊勢兩宮ごも稱奉るになむ 因に云天照大神のきもちで、こゝかしこに遷行し給ひて、十一代垂仁天皇の御代に五十鈴川上に御坐事ごはなりつるなり、此時の神宮に神風の伊勢國は格世の返の靈運寄る國所音の不聞國也我此處に住むるに、思ふご宣給ひし任に明治十三年の春、爾國の皇孫渡來の時、先伊勢神宮に參拜せられて、東京に來られ上りに、主上にも御對顔あり、又鄭重なる禮儀などありける折、彼皇孫相國公に面ひて云く、此國彼伊勢の大神に、參拜せり、然に彼境城高麗園遊にして、山水凡庸ならず、實に世界無比の聖地なり、彼地は何天皇の御代に、何人のトせられたるに、かこ、聞はれけるに、公と始め、其席に三四の諸廟ありしが、一人も知たりや、今か、りしごなり、世の御饌ごなりて、天下の權を擲れる御方々に、似げなき事なりしが、聞しは、實たりや、今か、

何事し聞けきて、さる無識の實願もあるまじけれ、後世のう、若しめたまき、まゝに、口さかしくも、おくは、記し置になむ、斯ばかり天照大神の慕はせ給ひし、豊受姫大神を、山田原なる外宮に遷奉り仕奉ること、なりしは、然る事ながら、豊受大神の奇靈の神業を始め給ひし、神蹟著き、丹後國なる中郡久次村に麻奈為神社ありて、延喜式にハ載られつるも、名神大の缺たるごへ、遺憾の事なりしを、明治の御代ごなりて、村社に列せられたりと、聞か實ならば、脱漏ごやいはむ、欠典ごやいはむ、速に官幣の別宮にも、御昇格あらまほしきごにこそ、

○第十一圖説

日本紀曰、是後素戔嗚尊之所行也、甚無狀、何則天照大神以天狹田長田爲御田時、素戔嗚尊春則重播種子、且毀其畔、秋則放天班駒、使伏田中、復見天照大神、當新嘗時、則陰放屎於新宮、又見天照大神、



方織神衣居齋服殿則剝天斑駒穿殿蔓而投納之。  
○一書曰稚日女尊乃驚而墮機以所持投傷體而  
神退矣。

爰に先論ふべき事あり記にハ劍玉誓約の後素戔嗚尊直に勝さびにすさ  
びて御荒び坐る傳へなるハ誤傳なる由上に辨へたるが如しされば誓約  
の次に保食神の件ありて此段に及べるなり其かなくてハ眞理にも適は  
ぬ所由ハ次々に述るを見て察るべし○是後素戔嗚尊云々ハ是後と  
あるハ誓約の後彼保食神を斬殺して復命し給ひし後なるべしとて素戔  
嗚尊ハ保食神の怪しく穢き狀を御覽して忽ち憤怒まして斬殺し給ひ其  
由を詳かに大御神に復命し給ひしかば大御神ハ殊の外御怒り坐て御側  
を放ち退け給ひ再び天熊人を遣して其有狀を見せしめ給ひしかば其保  
食神ハ寔に殺され給ひしにハ非ず此節の傳に異なる由は上に述べたり丹波國に  
避給ひて其御身の奇靈なる御神德にて成出たる五穀の種子并に蠶を取

持て獻り給へる事を素戔嗚尊の聞食て快からず思食給へるに事替りて  
大御神は甚く悦び坐て其中にも稻種をとりて先天狹田長田に蒔植しめ  
給ひしを弟尊これを見給ひて彼怪しき禍物の身に成れる穢き物をこよ  
なく賞て剩へ田に蒔植給ふハいかにも心得がたき事なり姊尊ハ物に狂  
ハせ給へるにハ彼廢物に誑かされ給へるにハ憤りまして遂に天罪を  
犯し給へる事とハなりつるなり然れば素戔嗚尊の御所爲ハ全ら保食神  
を禍物とのみ思ひこり給ひしより起れる御過ちにて遂に忌々しき御荒  
びともなりつるなり○天狹田長田ハ大御神の神田なり前にもいへる  
ごとく天上にも此地球と同一く山川も田畑もありて佃る民も早くあり  
つるなり○重播種子ハ蒔たる上にまた蒔をいへり大神ハ天熊人が奉り  
し稻種を天津國の御田に蒔せ給ひしを弟尊ハ異しき事に所思て他の種  
を蒔かけて妨げませるなり○且毀其畔云々皆大神の御田を妨害せ給ふ  
なり古語拾遺にハ埋溝放繩刺串等あり○當新嘗時記にハ大嘗とあり記  
傳に續紀廿六にハ大新嘗とあり何れも意富爾閑と讀べし爾閑ハ新嘗を



約めたるにて、新稻をもて饗するを云へり、史傳に後の世にハ、もはら神に  
奠る事とのみ思ふれど、然にハ非ず、神にも奉り人にも饗し、自も食ふわ  
ざなり、此文の趣にてハ、大神のみ、食坐る状にみゆれど、次に織神衣と見え  
記にも令織神御衣之時とあるを合せて思ふに、神にも供奉給へること炳  
焉し、儲茲に大神の祭らせ給へるハ、皇祖と坐す造化三神を始め、皇祖の諸  
天神をも祭らせ給へるなり、その中臣官處氏本系帳に高津宮治天下天皇  
之御世云々、又酒醜又煮燒種々之御食物調理立奉歌舞而仕奉國之新嘗祭  
禮以令奉報饗天津神國津神等之恩頼とあるハ、人皇となりて、新嘗の物に  
見えたる始めなり、毎年十一月なるも、仁徳天皇の御世に定め給ひしなり、  
此文に天津神國津神之恩頼を報饗奉るとあるにて、大御神にハ皇祖天  
神を祭らせ給ひしことを察るべきなり、然るに中世となりてハ、大嘗と新  
嘗との差別あり、大嘗といハ御即位の後始めて行ハるゝをいひ、其後ハ新嘗  
祭といへり、神宮にてハ、神嘗祭とありて、加牟奈閉と訓り、神宮の新嘗とい  
へる義なり、奈閉ハ能阿閉の略なり、奈米とも云ハるハ、嘗の字を訓るにあら

で、奈閉の轉りたるにて、皇神を須米加美と唱ふるに同（國などに相替とあるは、神に同じく奉ると云へ、アヒナツミと訓り、さてこの新嘗ハ昔ハ朝家のみならず、下々までなべて爲事にて、其時ハ、いみづく齋慎める趣なるハ、生命を維ぐべき大事の穀物なる故に、大御神も歴朝の天皇にも重くせられしなれば、下々にも其敬慮に慣ひ奉りしなり、萬葉集其他古き歌にも多く見え、今の世にも其狀の存れる邊鄙の地に多かり）○陰放屎於新宮麻理ハ洩る義なれば、大便にも小便にも云リ、大被（大被、また古語拾遺にハ、屎戸とあり、屎ハ閉流とも云しなるべし、凡て新嘗の時ハ、萬を慎み齋仕奉るべきこと、上に云るが如くなれば、新宮とあれば、其料に宮を新に造り給ふこと、見ゆ、然處へ如此穢ハしき爲行し給ふハ、暴行の甚しきなり、然れども天照大神ハ咎め給はず、寛仁の大御心に宣直し給ひしも、素戔嗚尊ハ猶御心解給はず、彼穢ハしき禍物の身になれる物を此上なく尊きものに所思めずハ、いかにもきこえぬこと、又も御荒び坐るなり）さて神典中に大小便の事をかく云るを見て、淺間しき事に思ひ、かく汚



穢き事を載たるハ漫りなること、忌嫌ひて神典を言ひ腐さむとするものあらむも、計り難ければ、こゝに其由を辨へ置ざるを得ず、抑支那西洋其他外國の書ハ十に八九ハ教訓のために記したる人造作爲の書なれば、打見るにハ美ハしく、理ふかけにみゆるも、我神典ハ然らず、天地分判の景象造化玄妙の事跡を始め、神代の實況を不包不藏古傳のまゝを直筆に記したるものなれば、打見るにハ汚穢き處もあり、猥褻らしき處もありて、今世人の思想外なる事の多かるにても、人造説ならざるを察り明らむべきなり

天照大神方織神衣居齋服殿の齋服殿ハ記傳に伊牟と訓ハ非なりと云れたるは非なり、次なる神衣と同例の詞なれば、牟といふべき格なり、神衣ハ神に獻り給ふ御衣なり、衣を美會といふハ身添の義なり、されば、御身添と云べきを、美の二つある時ハ、一つハ省く例なり、さて此ハ大神の御手自織給ふにハ非ず、記に天照大神坐忌服屋而令織神御衣之時とあるぞ宜しき、此處も織ハおらぬめ給ふといふ義にみるべし、○剝天班駒云々、布知ハ

清音なり、駒ハ馬子なりと、和名抄にいへれど、馬も駒も通ハして云り、殿覺ハ纂疏に覺ハ屋棟上也とありて、屋根にふく瓦を云り、リハヤクも屋棟にふくハ素堯鳴尊も此たびハ四方の守りも、厭なりしかば、新宮の後に回り屋根に上りて、彼班駒の皮を、投納給ひしなり、○稚日女尊乃驚而云々、こハ一書の傳正しと思ゆれば、擧たるなり、正書にハ大神の神衣を織らせ給へる由なるハ、誤傳なるべし、記にハ天衣織女見驚而於梭衝陰上而死とあるハ、此一書の傳と粗同トきを、御名の異なるハ別名なるべし、また古語拾遺に、天棚機姫とあるも、別神にハ非るべし、借この稚日女尊ハいかなる神に坐るのといふに、伊弉諾命の飢坐し時に成出坐し、稻魂神に坐り、此神衣食住に幸福を施し給へる功德ありて、食物を幸ひ給へる御名を、保食神また稻魂命衣物を幸ひ給ふにハ、御衣織女命家居を幸ひ給ふにハ、屋船豐受姫命また大神の御許を離れずして、大神の神徳を賛げ給ふ御名を、稚日女尊と稱へ又清潔の御魂を、大忌神とも白すになむ、平田番に御衣織女と、八千々姫命なるよしに、大御神ハ此神をこよなく親しみ坐て、常に御許を放ち給はず、愛しみ給へ



るにつきてハ彼素戔嗚尊の御心にハ穢ハしく忌ハしく所思看す神の體に生れる種々の物を採用給へるもあるを尙親しく御許に置せ給へるを見て一向に怨み憎み坐て暴行も彌募りに募りて遂に再び擊殺し給へるにも至れりしなり記と此一書の傳にてハ死去坐るが如き傳なれども此處も前と同く實に絶命し給へるにハあらざるなり抑神代に尊き神等の御上にハ幽顯の出入こそあれ人間と等しく死去し給へる事ハなき事なるを記紀撰者の一癖として人間と同様に神避とあるをも死去の如く書とられしより前にハ伊邪那美命も石隠りて身失給ひまた伊邪那岐命も靈運當選など書れたれど人の死去と同くからざるハ上に辨へたるが如くなれば此處も今の人間と同く身死坐るに非るを察るべし

○古事記曰故於是天照大御神見畏開天石屋戸而刺許母理坐也爾高天原皆暗葦原中國悉闇因此而常夜往於是萬神之聲者狹蠅那須皆滿萬妖

悉發

この天石屋戸段ハ記紀古語拾遺何れも捨がたき古傳なり殊に此段ハ神事祭典を始め世に所有物の起り事の始まり多かる處なれば苟且に見過すべきに非ず故先記の本文を擧て二書の傳をも聊附添て辨へむとす○見畏云々さて天照大御神ハ須佐之男命の御暴行を宣直し見直し給へども猶其惡しき態止すして特に忌清めて皇祖天神を祭り給はむが爲に神衣を織しめ給へる御服殿にまでかく亂行ありしかば大御神も今ハ忍び兼給ひ其態を見て畏み憎み給ひて終に天石屋戸を閉て刺し隠り給ふ事となれり刺ハ内より刺堅め給ひしなり○高天原皆暗云々とある高天原ハ太陽の日球を云るなれど其日球にての事なれば自ら太虛空にも及ぶべき理にて然云るのみまた地球に傳ハリし上より其書たるにもあらむ次に大御神の石屋戸を出御し給へる時の詔に天原とあるハ天上にての御言なる事著し借葦原中國ハもはら日本をさしたるも地球萬國を兼たる辭なり



を撰て全圖を云ふ事ありに我皇國をしかるに倍此時海外の諸國は未だ開けざる事なるは今にも其國を  
に天地開闢なりし傳なきにて著し、尙下にも云へし、又或人は兼原は今の亞細亞なりと云り、○因此而  
常夜往云々、こゝ天も地も常闇となりたれば、惡鬼邪神の時を得たりと起  
り立て喧騒るなり、今夫晝夜の定まりあるも、夜になれば狐狸の類さへ人  
を誑かすことありといへども、晝の間は天日の御光りを恐れて、さる事も  
なきを、此時は天地長く黯黒なりしかば、左こそと想像られたり

是以八百萬神於天安之河原神集集而高御產巢  
日神之子思金神令思而集常世長鳴鳥令鳴而取  
天安河之河上之天堅石取天金山之鐵而云々科  
伊斯許理度賣命令作鏡科玉祖命令作八尺勾璉  
之五百津之御須麻流之珠而

是以八百萬神云々此時何れの神の命令ともなく自ら集ひ來坐るを云り

世は常闇となりぬるものから何れの神も手足の置處もなく愁へ歎き坐  
て自ら寄集ひて如何にして大御神の御心を和め奉り石屋より出し奉ら  
むと神議り給へる其中に高皇產靈神も坐て自ら總裁となり給ひ思金神  
に祈禱の方を量定めしめ給へるなり思金といふあまたの思ひを兼備ふる  
の義より八意思兼神とも稱へて智慧の勝れたる神なり平田書は思金神を天兒  
て成文に此御名を書かれたるは淺りなり同段に同神の名を具にすべきに非ず然れば別神ならむに  
かゝる尤けき巨量の長たる神にして系統の知られざる事やある矣甘氏が眞靈產靈神の眞靈は心別  
義なれば此神の別名なりされば此神高皇產靈神の命を受て深く遠く思ひ量り  
むと云るはさるることなり○常世長鳴鳥云々常世は常闇の義なるべ  
て祈禱の方を定め給ひしなり○長鳴鳥は庭津鳥カケといひて鶏の事なり先此鳥を集め鳴しめて晝夜  
の差別を知給はんことによまた幽契もある事ならむ呼出すの義とも云り此鳥今に  
又鳥居といふ物も此時に始まれりといふなり○天安河云々堅石は堅き岩にて鐵を打  
堅むべき料なり今に和製し味し此處に求鍛人天津麻羅而といへる語あれど心  
得ひなければ日本紀に據りて省きつ○科伊斯許理度賣命云々御名は石  
にて鍛ひ凝すの義なるべし度賣は礪見えの義なれば姥を老女の稱とす



るさハ別言なり鏡ハ影見の義なるべしさて此時造り始め給ひし鏡ハ鐵なる由先哲の説なり増りて願る塵穢なり白金と云るものあり洋銀と云ふ其質黄金にさあると起には天香山之金とありて三貴子出生の段の一番には白銀とあると思へば此處に天香山の鏡なる事なく水に入れれば音もなくして其燦たる赤色を少時失はざるものなり然れば此處に天香山の鏡といひて刀物には然るべきも鏡には似つやはしからず思ゆれば白銀鏡は白金の鏡なるべし是ハロガチの出火に焼失せざるを思ふべし又此鏡を作ると思ゆるは現に天より預たる石ありて其重き常なる事と察るべし

○科玉祖命云々ハ櫛明玉命なり八尺勾璣云々ハ長く貫垂て勾りたる玉の數の多きを統くりたるを云りに玉の事は下

古語拾遺にハ長白羽神に青和幣を作らしめ天日鷲神に白和幣を作らしめ天羽槌雄神に文布を織しめ手置帆負命彦狹知命に瑞御殿を造らしめ天目一箇神に雜刀斧及鐵鐸を作らしめ給へることあり

召天兒屋命布刀玉命而内拔天香山之眞男鹿之肩拔而取天香山之天波々迦而令占合麻迦那波而

天兒屋命ハ中臣宮處氏本系帳に據れば高御結命の御子津速結命此神の御子伊知遲結命此神の御子許著登結命の御子なり式に河内故國神社四座ありて大其中に比賣神とのみありし豊玉命の愛女天美豆玉照比賣命なり御名の義ハ記傳に招祖根とあれど乎岐の乎を省きてハいかにこの天石屋の前に太諄辭宣せられしを思へば言彌願の義なるべし○布刀玉命ハ高皇產靈の御子にして忌部氏の遠祖なり布刀ハ多布刀岐の布刀にて美稱の言なり玉ハ手向の略にて神に物を奉り給ふの義なり故太玉申命とも云り○天香山之眞男鹿云々内ハ全剝の宇都なり鹿の肩骨を全抜に拔取りたるなり天波々迦ハ朱櫻とありて樺櫻の事なりと云り麻迦那布ハ設那布にて其事を取行ふ義なりハ鹿占の起原なりさてかく思金神の思ひ量りにて種々の物を造り備へ坐けるも大御神の御心に適ふや否と天御中主神に尋ね給へる義なるべし

天香山之五百津眞賢木矣根許士爾許爾而於上枝取著八尺勾璣之五百津之御須麻流之玉於中



枝取繫八咫鏡於下枝取垂白丹寸手青丹寸手而此種々物者布刀玉命布刀御幣登取持而天兒屋命布刀詔戶言禱白而

天香山ハ天上なる天石屋の近き處にある山なるべし迦具は迦具土の迦具にて照耀く山なるべければ一の山名にも同らざるべしそを大和國に移したりと云るはさのみ大きならぬ山なれど神武天皇の御時比良加之土を香山より取坐しを思へば幽契あること伺はるなり○五百津眞賢木五百津ハ由豆を延たる詞にて清潔の義なるべし但し此御幣ありて此の二義あり若枝の繁きをいはは五百枝とあるべければなり根許士ハ根引の古言なり○於上枝云々八尺勾璣ハ明玉命の作り給ひしにもせよ天神の御靈代ともなるべきものなれば尊みて上枝にかけ給ひしなり御幣と上枝に由は下に同多は同と云同義にて今の一寸此御鏡後にハ伊勢の神宮に鎮り坐す事

となれり丹寸手は和妙なり御幣ハ御手向座なり○布刀詔戶言禱白而詔戶言ハ宣説言の意禱ハ願の義なり紀に神祝々之とあるを思へば重々重れ幾回も乞願給ひしなるべし

天手力男神隱立戶掖而天宇受賣命手次繫天香山之天之日影而爲髮天之眞拆而手草結天香山之小竹葉而於天之石屋戶伏汗氣而踏登杼呂許志爲神懸而掛出胸乳裳緒忍垂於番登也爾高天原動而八百萬神共咲

天手力男神云々力ハ血骸なり力ハ多く手に著はるものなるが故に此御名ありて是にて萬の設備ハ大抵整へり御幣外にも多かれど然るに天石屋戸いかに堅固大磐石ならむにも強力の神もあれば金工もあり木工もあり打破りて出し奉らむハ安かるべきに神代より君臣の禮典嚴にし



て君の御心の和みまさぬ間ハ畏こみ憚りて臣下より敢て手を出すこと  
なきハ君臣の分の嚴なりし所以なりされハ大御神の御心の和み坐む時  
を待得て石戸を引開むと戸掖に隠立給へるなり○天宇受賣命此神ハ姫  
神なれど健くおすしく坐けるよりの御名なるべし九州の言に長くまた國々の  
るにてオマイ○手次繫云々手次ハ禪にて手助けの義なり天之日影ハ女羅  
ごひきサルオカセとも云て奥山に生ずるものなり天之眞拆を爲鬘ハ髮  
に懸るをいふなり加茂翁の説に眞拆を手次とし日影を鬘としてとあり  
けるを後に誤りたるならむとあるハさることなり日影を鬘とせしこと  
古書に多く見え近代にも青系を組て冠の左右に垂るを日蔭鬘と云り手  
草結ハ手に取るべき料に結たるなり紀にハ手持茅繩之稍また火處燒と  
いへることあるハ此記に洩たるなり○伏宇氣而云々宇氣ハ空筈にて中  
を空虚に作設たる器なり此物の上に立舞に踏て響あらせむことなり○爲  
神懸而云々宇受賣命ハ神の依託せるさまに人の耻べき胸乳も番登も顯  
ハして種々のをかしきなハわざをなして諸神の意表に出て諸神を咲は

せ給へるも思金神の御量りに出たる事なるべし世の佛國神  
の起原なり

於是天照大御神以爲怪云々内告者因吾隱坐而  
以爲天原自闇亦葦原中國皆闇矣何由以天宇受  
賣者爲樂亦八百萬神諸咲

天照大御神の御心漸々に和み坐て石屋の中より詔給へるハ吾此石屋に  
刺隠りつれば天原も葦原中國も皆闇くなりしより諸神の愁へ歎く聲の  
み聞えつるを今こゝに天兒屋の宣つる言の美ハしきもあるに又天宇受  
賣ハいかなる樂びをなしつるぞ八百萬神ハ何故かく咲ふぞと詔給へる  
なり

日本紀曰乃以手細開磐戸窺之時天手力雄神則  
奉承天照大神之手引而奉出於是中臣神忌部神  
則界以端出之繩乃請曰勿還幸



此本文ハ能く通えたり石屋戸の側に隠立給ひし手力雄神は大御神の内より石屋戸を少し開給ふや直に進みて其戸を引開坐て御手を戴きて引出し奉りしなり○端出之繩ハ菓の尻を斷去すてさなから許米置たるなり久米と許米と同義なり今志米といふは尻久米の約りたるなりまた標結などの標の義にも合へるにやこれを引直して清潔と汚穢とを界るものなり後世神社などに引直すハ内を清潔と爲たるなれど此處ハ石屋の内を不淨として再びひかる處にな入坐をといふ意にて引直し給ひしなるべし

古語拾遺曰當此之時上天初晴衆俱相見而面皆明白伸手歌舞相與稱曰阿波禮阿那於茂志呂阿那多能志阿那佐夜憩飲憩

上天初晴云々日神已に磐戸を出御し給へるに依て忽に天つ空晴わたりて諸の神たち共に相見て面皆白かりしなり○伸手歌舞相共稱曰云々快

き事あれば今も手を伸るハ常なり此時神たちいかに悦ばしくありけむ手を伸して歌ひつ舞ひつ相ともに唱へられたるハ乃ち歌なり阿波禮ハ言天晴也とあれば天の晴なるによりて神たちの心も障りなくなりたるなり阿那於茂志呂の阿那ハ善事にも悪事にも心に感ずる事ありて嘆息する言なり於茂志呂ハ面の白くなりたるまゝに神たちの御心も憂なくなりたるなり阿那多能志ハ身を縮めて歎き悲みまし神たちの俄に手を伸して心ものびやかになりたるなり阿那佐夜憩ハ天も地も神たちの心も清く潔くなりたるに彼手草に持たる竹葉を打ふりて拍子をとりたるなり飲憩ハ木名也振其葉之調也といへる註あり飲憩の木ハ榊なり榊ハをかたまの木ともいひて昔も今も神靈の愛給ひ憑託給へる木なれば祭祀に之を用るハ招魂の義なるべしされば大御神を招奉るの義にして乎岐といふべきをこゝに飲憩とあるハ其葉を振とききの調にかなへ其他の神にも勸めてチケとも云しなるべし

古事記曰於是八百萬神共議而於速須佐之男命



負千位置戸亦切鬚及手足爪令拔而神夜良比夜良比岐。

こゝハ天照大御神高皇產靈神の命を受るに非ずして、八百萬神たちの共に會議し給ひて。此回の大變の元を尋れば全ら須佐之男神の御荒びによりたることなれば、捨置がたしと、其罪を糺し給へるなり。○千位置戸位ハ座と同じ私記に座者、是置物之名也とありて、祓物を居置處を云て、其物を棄たる辭なり。千ハ極て多きを云り、これ贖罪のはじめなり。○亦切鬚云々須佐之男命の特に重き罪なるが故に千位と多き祓具を出さしめても尙足らざるより、鬚及び手足の爪をも、拔しめ給ひしハ、肉刑の起りなり。○神夜良比云々、夜良比ハ夜留を延たる辭なり、此高天原を追降し給へるにて、追放のはじめなり。位くして大神に

大祓に禊祓と解除との二義あり、一つハ伊邪那岐命の阿波岐原の水中に墮つぎて御身を滌ぎ給ひしハ、禊祓なり、一つハ過犯せる人に科せ

て、祓具を出して贖はしむるハ、解除なり、其事ハ別なれども、禊祓も解除も共に波良閉と訓て其意ハ同一先に著せる大祓連に委しく辨へたり

(第十一圖)



天照大御神天岩窟に幽居給へば天原も葦原中國も常夜住とありて、天地忽ち闇夜の如くなりしかば、高皇產靈神を始り、八百萬神の至誠なる祈禱の方によりて、大神の御心も和み岩戸を開き坐て、元の如く照耀し給へるととなりつるなり。○以上を第三期とす、天津國に係れる事を旨と事たり、地球には須佐之男命の出雲國に大蛇を斬て須賀地に御殿を建齎して稻田姫命と住給ひ遂に御身ハ母の國なる根國に入給ふ、此後其御裔孫増殖し給へるハ第四期の末第五期の始めとす、其中に大國主神少彥神と共に國土經營の事なとありて言まぬしき事多かれと此書に言盡すべくも非れ、此處に言ま

此書ハ全ら宇宙間天地分判の形象より、地球なる我大日本國の國體に及び、皇統の起原人民の成立總て神典に徴して、造物造化の神機を窺ひ、皇祖天神の靈蹤を明にせんとするも、此小冊の盡す所に非ず、本文を掲て聊注



釋を下すと雖も其本文の連續を旨とするに非ず、只其要件を撫ひて、眞理の所在を講明するに止るも、劍玉誓約段と天石屋戸段ハ、皇統人民の關係少からず、又神事祭典の根據する處にして、實業工業の起りも亦こゝにあり、然るに期運ハ第三期の末にして、天津國の狀況を伺ふべきハ、此時を然りとすべし、故に本文の順序を撰び定めて、聊註釋を下して、眞理の所在を詳にせむにハ、先此天石屋戸の事より辨ふべし、こゝハ太古太陽界なる日球と此地球と往返坐し天津神國津神等の傳へ坐し、日球中の事實なれば、疑ふべき事にも非れども、古來論多くして、其説定りがなく、本居翁さへ、此天石屋戸ハ必しも實の岩窟にハ非ず、石とハたゞ堅固を云るにて、天之石位天磐船などの類にて、たゞ尋常の殿をかく云るなるべしと説れ、また或人の説に、此時天も地も闇かりしと云るハ、後世天皇崩御の時に云る諒闇の義にて、實に闇黒なりしにハ、非ざる也といひ、またこゝハ地球上にて、ありし事ならむなど云る説も、これかれ多かるハ、前にも後にも例無き大變なれば、今人の思想に、底解難きも、さる事ながら、暫く心を平穩にして、吉胤が述

る説を聞れ、抑地球ハ上にも云る如く、日球より分婉したる、日球の子分の國なれば、唯内部と外部の差別こそあれ、彼木實にさへ、内部外部の差あり、桃栗などとは内部にありて、日球萬事替ることなきのみならず、地球に先立て日球の夙く開けたることハ、上に述べたる此段の形況を見ても察るべきなり、されば日球中に、田畑山川もある事なれば、天岩窟の岩石あるも、何ぞ疑ふべきことならむ、此地球にも、今に存在せる岩窟、我日本國に多かり、これ日球の岩窟に擬へたる事著ければ、日球にて大御神の幽居坐し、其岩窟の大きかりしものぞ知るべし、天之居羽神の所にも、かく何事も、地球に替らぬを思へば、石窟ありし事見えたり、日球にも、惡神なしとハ、定め難からむ、然れば記の本文に、萬神之聲者、狹蠅那須皆漏、萬妖悉發とあるを、平田翁ハ、此妖氣ともハ、國土に起れるにて、天上にもかゝる事の有しには、非ずと、言れつれど、此文天上にて、有し事の續きなれば、是のみ地球の事をいふべきに非ず、天上にも、須佐之男命の御荒びもあり、天若彦も天上の神なり、また星神香々背男などもあれば、善神ばかりにハ限らざるべし、然るに日球と地球の異なるハ、光體と暗體との



差異あればなり、日球の光體なる事、紀の開卷に清陽者薄靡而爲天云々  
とある如く所謂光素の結合なるものと思ゆれば、天照大御神の出生坐  
ざりし前より玲瓏透徹の光體なるべく、地球ハ同文の續きに、重濁者淹滯  
而爲地云々、とあるを思へば、素より暗體の國土なりしも、彼日球の光りを  
得て明かなりしにハ違ひなければ、彼日球も天照大御神の統御坐す事と  
なりて、其光彌増りたるに、火神の神徳加はりて、謂ゆる溫素を添たるより  
之を仰げハ正目にハ見られぬ斗りに照耀く事とハなりつるならむ、然る  
に太陽界の大主權と坐大御神の天石屋に隠り給へるにつきて、彼光素も  
溫素も消滅の姿となりつるハ、實に天地の一大變といふべきなり。或人此事  
天日ハ二なきと、此神我邦の分常國になりて、外國にはなきは、如何と云ふは、外國の何の時代  
に當れりと思ふに、此神我邦の三期の末にして、外國に當る傳へなきは、未だ成立ざるの時なればなり、但し四  
神傳授の書に、天日光りと、其書授ノ中ニ多クノ子生レリ云々とあるは、我古傳と聞傳へたる説なるべし、若  
神傳授の書に、天日光りと、其書授ノ中ニ多クノ子生レリ云々とあるは、我古傳と聞傳へたる説なるべし、若  
其説ありせば、西洋より早く開けたる漢土印度に、先其説なるべからず、漢土印度に其説なきと思へ  
ば、傳授の書なるべし、又近世種々の説ある中に、日神の岩戸隱の事ハ、全ら上古日神といふ事と知らぬ時  
代に、日神を見て、いふ説と成りたり。○借また、神代も今も大なる災禍ありて、大  
なる幸福を得る事、其例少からず、彼伊邪那美命の火神を産て、神避坐しに、

伊邪那岐命ハ、其火神を斬給ひしハ、大なる禍事なりしも、是ハ爲に數多の  
神々成出給ひ、伊邪那美命ハ、黄泉國の大神と成て、其國を統治し給ひ、又火  
神の斬られ給ひしより、其血天上に激越りて、天日に溫氣を添る事と成つ  
るなり、又須佐之男命の天に參上り坐し、狀を天照大御神の不審り坐て、遂  
に劍玉の誓約ありしハ、一大變事なりしも、是に據て天津日繼の皇統確定  
したり、又この須佐之男命の保食神を斬給ひしハ、禍事なりしも、衣食の道  
こゝに起りて、神人共に、永く其幸福を得たり、續て須佐之男命の御荒びよ  
り、かしこくも天照大御神ハ、天石屋に隠り坐て、天地常闇となりしハ、前に  
も後にも例なき大禍事の極なりしも、八百萬神の神業によりて、大御神の  
御心も和み坐て、遂に天石屋戸を出御し給へる事となり、萬世不變の天日  
となりて、太陽界を照し給へる事となりしのみならず、諸神祈禱の方より、  
神事祭典の元因となり、數多の事業も此時に始まりたるハ、日球より地球  
に亘りて、萬世不變の大幸福とハなりつるなり。此時の事實と、今世に傳して、いふは、  
先八百萬の神の天安河の邊に、神集  
り、坐て、神の神事と、神事祭典は、此時の例に類らざるなし、また一月一日は、天石屋の開し、神集り、  
り、坐て、今に行はる、神事祭典は、此時の例に類らざるなし、また一月一日は、天石屋の開し、神集り、



既ひ來れり、式なりと云り、然れども、此の時、また須佐之男命の、千位置戸を科せられ、髮鬚及手足の爪をも、拔れ坐し、御身にこりて、大なる禍事なりしも、此大祓の徳によりて、是まで過ち犯し給ひし、罪咎を悔給ひ、御心を改め坐て、世に大功績を立給へる事となりつるのみならず、是によりて大祓の原因となり、伊邪那岐命の、櫛原の身滌の段と、此須佐之男命の解除の段にて、大祓の趣意全く備はりて、後世の則とすべくなりたるは、彼玉鉾百首に善事に禍事いつき禍事によき事いつく世の中の道とあるは、さる事なり、かつる例ハ古も今も多かり、○儲また爰に論ふべきことあり、須佐之男命ハ日球をやらはれ坐たる後に、出雲風土記に天壁立極廻坐之爾時、來坐此處而云々、とあり、此天壁立極と云る語ハ、延喜式祝詞にも見えて、國退立限と對へたる古言なり、また式に青雲霧極ともあるハ、肉眼の及ぶ限りを言る辭なるべきに、天壁立極と云るハ、上に述る太陽界の極みにして、彼二王六緯星其他の小星を、合せて八十餘星の所在日光の及ぶ限りにして、即太陽界の周りを言る古言なるべし、その其界限を掌り坐る國常立神

の亦名を天之壁立命とも言へるを思ひ合すべきなり、かくて按ふに實測説に地球の周圍を、氣圍氣といへる大氣の包みたる由なれば、日球もさる氣圍氣などありて、壁の立たる狀ありつるにやあらむ、未だ地球氣圍は成立する前なれば、偏く太陽界なる日光の及ぶ、さきより地球氣圍は成立する前なれば、偏く太陽界なる日光の及ぶ、

尙考ふるに、皇孫瓊々杵命の天降坐し以前ハ日球と地球の間を神等の往返坐し事ハ疑ふべき事に非ず、然れば須佐之男命ハ日球より天翔り坐て、彼二王五緯星の間を經廻り坐けむも知べからず、今世にも幽界の異人ハ心のまゝに飛行することありて、彼名高き弘庵、虎吉のみならず、異人に誘はれて、この山より、かしの峯に伴はれたる事折々聞えたり、其幽界にも階級あり、又上等にハ尊き神等の坐す趣なれば、神代の神等の今に存在坐けるも有べし、又天狗、狗養など云るハ、其幽界にして、下等のものなるべく所思なり、又赤縣に仙人など云る中にハ、我御國の神等もありつるならむと思ふ由あり、下にもいふべし、かくて須佐之男命ハ新羅國に降到り坐て、曾戶茂利之處に暫く留り給ひ



て此處ハ吾居まく欲せずとて御國に返らせ給ひて宣給はく韓郷之島ハ、  
是金銀多かり吾兒之所御之國に浮寶あらすハ佳からしと乃鬚を抜て散  
し給へば即杉となれりまた胸毛を抜て散し給へば檜となれりまた尻毛  
は被となり肩毛は椶櫚となれりかくて其用ゆべき様を定め給ひて杉と  
椶櫚といふ浮寶を造るべし檜ハ宮殿を作るべし被ハ青人艸等ハ奥津  
棄尸將臥之具と爲すべし是椶櫚の事なりと定め給ひきかくて須佐之男命ハ父大  
神より委任れ給ひし此地球の形象をも見まほしと廻り坐しも他の國々  
はいまだ人の住むべきまにも非ずしてたゞ新羅國のみ聊拓けたりし  
趣なりかゝれば韓國ハ國小なれども赤縣よりハ早く成立たる事を察る  
べしとて此國の太祖を檀君といへるハ須佐之男命を彼處にまか云傳へ  
しなるべしその韓國の古傳に神ありて天より降り是を檀君と云り  
あるをも思ふべしとてこゝに毛を抜て散し給ひしより種々の木となり  
しハいと怪しき事なれど是も第三期中造化分擔の大神なればさる事も  
あらむ尙考ふるに人ハ小天地なれば人に毛の生るハ地體に草木の生る

と同一ければ其據る所なきにも非るなりまた此時舟家棺などを造るの  
料を定め給ひしも大なる功績の一つなりこゝに須佐之男命ハ出雲國の  
簸の川上なる鳥上の地に於て八俣大蛇を斬屠り給ひしに其中尾の中よ  
り天薙雲劍を得給ひまた脚摩乳手摩乳の童女奇稻田姫を妻として宮を  
造るべき地を求めて出雲國なる須賀地に到り坐て我心清々之と宣給ひ  
て其地に瑞宮を造りて住給ひしに其地より雲の立騰れるを御覽して御  
歌を詠給へり其御歌に夜久毛多都伊豆毛夜幣賀岐都麻菴微爾夜幣賀岐  
都久流曾能夜幣賀岐袁も重りたる担の状なるを云りマヨニハ夫婦間に云意なり下は  
打返して歌の意を述たるなりソノヤヘカヤフのワはアヲニヤシエヲトメフのワと聞じく爾外に無  
れハ詠歌は勿論邪氣を離此後須佐之男命ハ彼天薙雲劍を天照大御神に獻り給  
ひまた八十木種を木國に播生て遂に根國に入給ひしなり○こゝに尙論  
ふべきことありその彼大祓祝詞に罪止云布罪波不在止云々根國底之國  
爾坐速佐須良比咩登云神持佐須良比失氏牟とある佐須良比咩を平田翁  
ハ本居翁の須勢理毘賣のことなりといはれしを信ずして須佐之男命を



云るなりと言れたるはいかにぞや、この本居翁の説によるべきなり、その  
此大祓の破戸四柱神ハ皆女神ならでハ、協はぬ所由あること、大祓述義に  
辨へたるが如し、さて須勢理毘賣を佐須良比咩と云るは須佐之男命のさ  
すらはれ給ひしよりの御名と所思れば命を須佐良日子とも云へるなる  
へし、然るに平田翁ハ月神を古く佐々良男といへりしに、言の聊似たるよ  
り月神と同神なる一の徴とせられたるハ、あらず、その萬葉三に天有左佐  
羅能小野之七相菅云々ありて、佐須良とハ別なり、抑月球ハ大地の中心  
なる夜見國より成出たるものなること上に論へるが如くなれば、其祖國  
なる夜見の名ハあれども、たゞ夜見國といはす、必ず月夜見國といひわ  
けたるなり、又先に伊邪那美命の入坐しも、平田翁ハ月球と思はれしが、も  
し其説の如くならば、月球ハ伊邪那美命の食國なるべくも、さる證據のあ  
りとも覺えず、また伊邪那岐命の入坐しも、大穴牟遲神の入坐しも、月球な  
りとするに至りてハ、甚だき僻説ならずや、吉胤も平田翁を信尊むものな  
り、然るに此説に至りてハ、前にも論へる如く、第一紀記の本文に違へるの

みならず、事實に背き、道理に適はぬ説なるを、徒に見過して、天下萬世の人  
を誤らまむるに忍びず、神直日大直日の御靈を乞祈白して、かく宣直すも、  
道の爲にハ、憚るべき事に非る、事前にことわられるが如し

### ○第十二圖説

古事記曰、天照大御神之命、以豊葦原之千秋、長五  
百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝速日天忍穗  
耳命之所知國、言因賜而天降也。於是天忍穗耳命  
於天浮橋多々志而詔之、豊葦原之千秋、長五百秋  
之水穗國者、伊多久佐夜藝豆有祁理告而更還上  
請于天照大御神。

この本文ハ、天照大御神の皇孫命を天降して地球の大君主と定め給へる  
皇統の元因なれば、謹て其少縁ならぬ神業を伺ひ奉るべきなり。○天照大



御神之命以云々、正しく大御神の神勅にして最も尊く萬世に亘りて、皇統の動のざる所以にあり、然るにこの地球に、先に須佐之男命の御子（記には六世の孫に當り、御子といへり）大國主神の主領ぎ坐りし状なるに、この大御神の詔に豊葦原之水穗國者吾御子之所知國焉と御言依し給へること、誰も心得てにするにつけて、熟考るに、抑此地球ハ伊邪那岐命の畏き御依に因て、須佐之男命の所治食すべき國土なるを、其御母の坐す根堅洲國に罷らまく欲けるもいさ止事なき御謂れもあれど、さてハ父大神の御依しも徒言となりなむハ御心の安からざるにつけて、又父大神に乞申して、天つ國に參昇らせ給ひしなり、かくて天照大御神の御疑ひによりて、誓約坐しハ御意の外なる事なりしも、其誓約の中に天忍穗耳命の生坐しハ偶然るか如くなれど、是はた造化の神業にて、須佐之男命の御精神を贊成給ひしこと、伺はるゝなり、されば本居翁の説に、天照大御神ハ御父の如く須佐之男命ハ御母の如しといはれたるハさる事にて、御兄弟の中所謂なきお中にして、天津日嗣の御子を得給ひしハ、天御中主神の冥々の中に御謀り

坐て正しき皇統を確め給ひし事と窺はれて三種の神寶も皇統と共に長く世に傳はり、また須佐之男命も父大神の御依しを受續かせ給へることとなりしハ、穴奇靈ふるかも畏きかも、さて豊葦原ハ上にも註へる如く此御國をいひて地球を預たる言なり、千秋長五百秋ハ長く久しきを祝ひて云る言なり、水穗國ハ稻穂の熟登る國なる義なり、そハ今にも御國の稻の萬國に比類なきハ、現に世人の知る處なり、○天浮橋ハ前に辨へ置たる如く、ハ天上より天降ますべき梯立の義なるべし、○伊多久佐夜藝豆云々伊多久ハ痛くにて甚しきをいふ、佐夜藝ハ喧囂などありて、物騒がしく安穩ならざるを云り、此時忍穗耳命ハ唯天浮橋に立給ひしのみにて地球の騒がしき事を所知食なり、是をも今人の心をもて云へば、先に斥候にて遣して其景況を見せしめ給ひしともいふべけれど、然らず、ハ地球に降り着給はずして遙かに所知食たるなり、神武天皇の崩御の時、天照大御神は天の岩戸に隠れ、天照大御神は天の岩戸に隠れ、天照大御神は天の岩戸に隠れ、天照大御神は天の岩戸に隠れ、抑地球ハ、日球より分婉したるものなれば、人の上にて云は、御子の如し、今ハ遠く虚空の大氣を隔つとい



へども天日雲を出れば日晷直にこゝにさせり人これを仰げば日象忽ち  
肉眼中に見ゆ天日と大地との間ハ遠くして近きものたるを知るべし然  
れば天神たちの御上にて顯世の事と雖も一大事件は必ず遙に所知食る  
事と思えて大被にも天津神波天磐門乎推披臣云々所聞食武とあるハ  
此國土にての大被を天神の聞食すよしなり諺にも蟻想亦通天と云る如  
く人の誠心を凝して乞祈白しより天神の感格に預りし例も多かるを  
思ひ合せて察るべきなり

### 爾高御産巢日神天照大御神之命以於天安河之 河原神集八百萬神集而思金神令思而詔云々

此處ハ最も重き事なれば二大御神相並び坐て事を議らせ給へるなり前  
の天石屋戸の段にハ神集々而とありて八百萬神の自ら集ひ坐りしをこ  
ハ二大御神の八百萬神を令集給へるなり此時も思金神の思謀りに依  
て八百萬神の中より天菩比神を撰び定めて遣し給ひしを大國主神に媚

附て三年になるまでも復奏し給はざりしかば又天若日子に天之麻迦古  
弓て古く鹿兒を射る義に往へるは非なり神弓神矢の例にて權に天之波波矢を賜ひて遣し給  
ひしは此神ハ大國主神の女下照比賣を娶りて其國をも獲むと惡意を起  
して八年になるまで復奏さざりき於是また無名雉を遣はして伺せしめ  
給ふ其雉飛降りて天若日子の門なる湯津桂の杪に止りぬ

鳴聲を怪しみて天若日子に告たりしかば天若日子直に天鹿兒弓天羽々  
矢を取て彼雉を射斃しつ然るに其矢雉の胸より洞達て高皇産靈神の御  
前に至りぬ時に其矢を御覽すれば其矢に血着たりきこゝに高皇産靈神

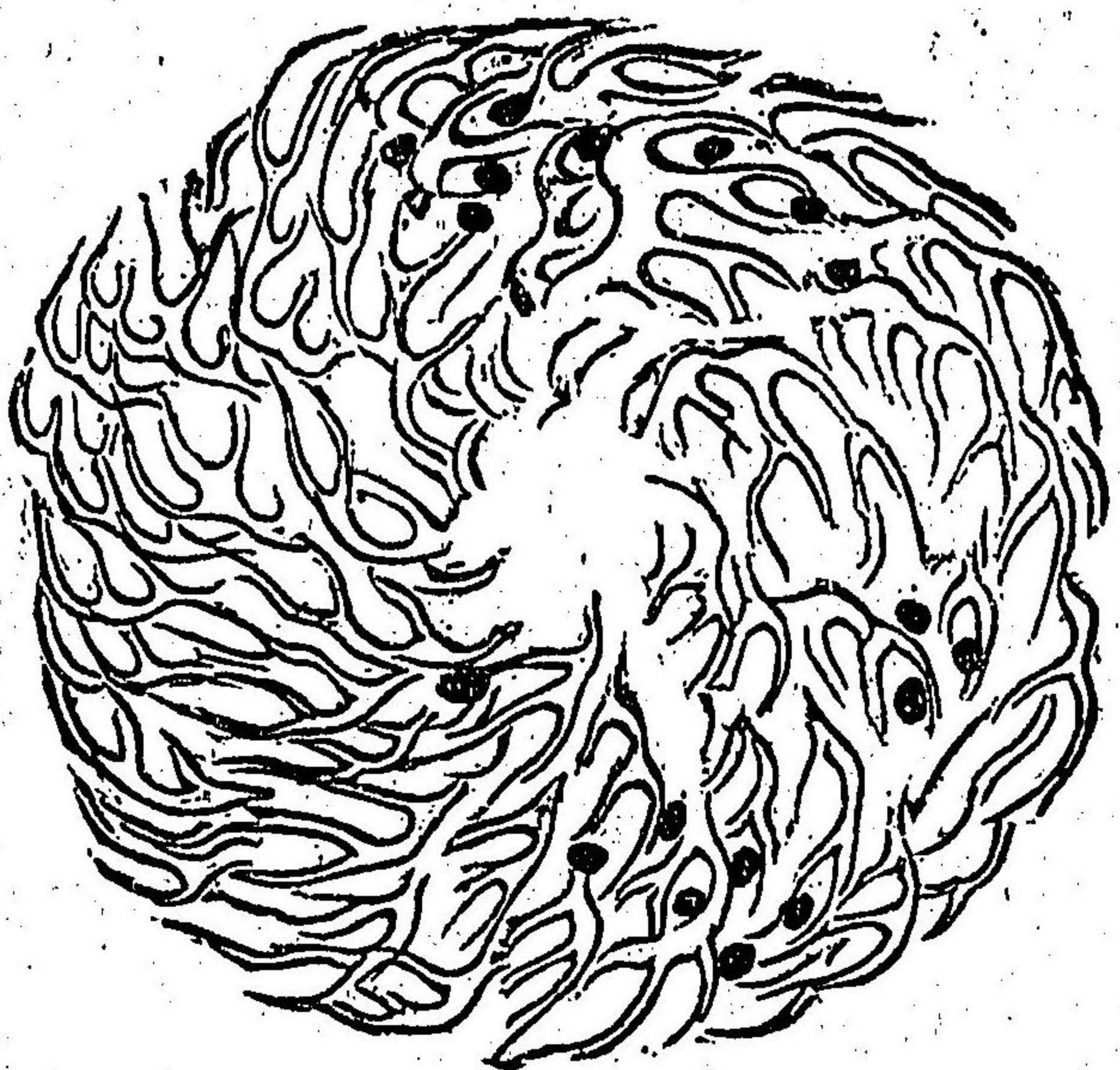


此矢ハ天若日子に賜ハリし矢なりと諸神に示して詔給はく若天若日子  
 神勅を違へず悪神を射たりし矢ならば天若日子に中らざれば若邪心あら  
 ば天若日子此矢に中りて死れと宣給ひて其矢の穴より衝返し給ひしか  
 ば天若日子が胡床に寢たる高胸阪に中りて死たりき此本文に其矢の穴  
 より衝返し給ふとある此穴につきてハ前に述たる吉胤の發見説に徴さ  
 すべきふれば、其理由を辨へむとす近世實測説なる遠西觀象圖説  
 に太陽ハ一箇の大火球にして全面炎々として猛焰を發し云々伊國の天  
 文家瓦利凌斯西洋紀元一千六百一十年我後四百年天皇十五年に當りて始めて太陽の  
 面に種々黒色の點紋ある事を見出したりと云り其後一千七百二十八年  
我後町天皇  
の元文二年獨國の瑪兒丁が始めて圖する處の眞形なりとて佐藤信淵翁の銚  
 造化育論に載られたる所左の如し

其説に大望遠鏡を以て日輪を見れば、猛火炎々として其燃る事極て熾なり、其面に黒色の點紋數箇あり、  
 其初め東端に起りて西に移り、漸く進て西端に没す、各十二日半餘を以て期とす、其日時を數を計算す  
 れば、其日輪二十八時餘にして一周回すべし、抑日輪の圓球なり、故に最初東に見ゆるや其行こと速し、  
 中央に至れば迅速なり、西に至れば又速し、地上より之を見て斜直の視差あるが爲なり、云々とあり其

黒點の事、下に  
 述ふべし

日 球  
 眞 圖



斯在火焰の中に黒點ありと見認たるハ、さすかに實測の世に必用たる事  
 を知に足れり、また其黒點の見え隠れするによりて、太陽の圓形なる事を  
 推歩定むるも其黒點の數ハ、未だ確説あるをきかず、吉胤我古典によりて  
 考ふるに凡九個あるべく所思たり、いで其理由を辨へむに、已に上にも述  
 へる如く太陽界なる日球の周圍に麗れる彼二王六緯星の外にも一星



ありて三小星なれり此外にも五十餘の小星ありて日球の胎中より分娩したる事著  
ければ其跡に幾分の穴隙を遺存せるものなるべしされば高皇産靈神の  
彼矢を其穴より衝返し給ふとあるハ此地球の分娩したる穴なりし事亦  
何を疑はむひくて按ふに日球ハ神人内部に附託せりといへる事も此穴  
によりて思ひ定むる事を得べし然れば高皇産靈神の此穴より物し給ひ  
しことハ天津國なる實蹟の傳へにして後世人の思想に出べき事に非ず  
また彼實測の及ばざる處なれば西洋人等のかけても知るべき事に非ざ  
るなり然れば彼星點は二玉星及地球の分娩したる跡を遺して自ら開門の如くなりたるが各星  
返星しは此道筋なる事勿論なる也彼返矢のみならず此穴より地球に運する星點ありて皆玉星玉  
物降たる事あり古くは高倉下命の倉内に神靈を降し給ひまた三女神の御身の形として皆玉星玉  
と降し給しより身保の名あり又天照大神の御り坐へき御膝として數多の小星を降し給しより五十  
餘星の名あるなどあり後世にも風石の事我漢國史にも見えて今にも折々聞えつるは彼穴より降たる  
天上の物 此後武甕槌神經津主神の二神を天降して葦原中國を言向しめ給  
ひき 正しくは諸御神に天鳥船神と訓一書また天香古語拾遺等會武甕槌神經津主神にして其出所し  
給へる事なれば此二神の神を降し 二神ハ出雲國なる伊那佐之小瀨に到りて  
大國主神に稜威を示して問給はく天照大神高木神の勅以て汝の領け

る葦原中國ハ我御子の所知國と言依し給へり汝の心いかにと問給へば  
大國主神も御子事代主神も須服給ひしを建御方神のみ抵抗坐しも乃盡  
て降伏給ひ遂に此國を天神の勅の隨に獻らむ云々白し給ひき故二神  
ハ返り參上りて此由を復奏給ひしなりこゝに天照大神高木神ハ大國  
主神の白し給ひし條々を所聞食て再び二神を降して大國主神に勅給は  
く汝の所言深く其理あり然れば汝の治る顯露事ハ皇孫命所治べし汝が  
住べき天日隅宮は今造らむ其造宮の制ハ云々こゝに大國主神報白し給  
はく天神の勅教如此懸懸なる上ハいかで勅命に従はざるべきや吾所治  
顯露事ハ皇孫命治すべし吾ハ退りて幽事を治むと白して岐神を二神に  
薦めて此神吾に代りて仕へ奉るべしまた廣茅を二神に授て宣給はく吾  
此茅を以て治功あり皇孫命此茅を用て國を治め給はば必ず平安なるべ  
し吾ハ是より避去と白して幽冥に入て長く隠れ給ひしなり  
凡て世に天地の始めより大にも小にも此顯幽の道理を具へざるもの  
なしまづ太陽の高天原にてハ別天の高天原ハ幽にして太陽の高天原



ハ顯なり其高天原にもまた顯幽ありて幽に屬たる事ハ全ラ高皇產靈  
神皇產靈神の治め給ひ顯に屬たる事ハ天照大御神の統御し給へるな  
り、さて其太陽の高天原も地球より云へば幽にして地球ハ顯なり此地  
球にもまた顯幽あれば此時天照大御神高木神の神勅ありて顯ハ皇孫  
命に言依し坐て子孫長く繼承て人民を統御せしめ給ひ幽ハ大國主神  
に言依して八十萬神を率て長く幽政を司り顯露の政事をも幽より贊  
け守らしめ給へるなりされば此時始めて顯幽の分擔ありと雖も顯と  
幽との物に影響あるが如く相離るべきものに非ず必ず相依り相贊けさ  
るを得ざるハ自然の道理なりまた此人皇の顯世より云へば神代ハ幽  
なり其神代の幽中にも順序階級ありて第一期ハ幽中の幽なり次に第  
二期第三期と夜の明るが如く顯幽次第に區別して第四期の末に至り  
て始めて此分界の詔ありて皇孫命已に天降り坐て顯世を統御し給へる  
ハ第五期の始めなれば顯幽忽ちに區分るべき理なれども尙判然たる  
に至らず第六期の始め神武天皇に至りて漸く分界の實効現はれたり

と雖も後世に比ぶれば尙神代なからの事も多かり應神天皇仁德天皇  
の御世ころよりぞ顯幽の分界判然して今世の如くハなりなるなり此  
道理を心認置て古典を見るに神代の事實を伺ひ察るの一法たるべき  
なり尙此外にも神典を見るの法ある事上にも下にも述へり  
かくて二神ハ岐神を郷導として諸の不順妖鬼邪神を討平らげて天上に  
参上り給ひて葦原中國ハ皆已に言向竟ぬと復奏し給へり

○一書曰時勝速日天忍穗耳尊奏曰吾且將降間  
皇孫已生號曰天津彦彦火瓊杵尊時有奏欲以  
此皇孫代降

此段ハ記もいと正しく委しけれど將降裝束之間とある文のあまり程へ  
ぬさまなるハいかゞ前に忍穗耳命に詔給ひしことありて其後數回の御  
使ありて大國主神の順服坐るまでハ幾をばくの年序を経たらむこと著  
ければ其間に御子の生坐るハさる事なるをたゞ裝束之間とあるハ聊不



足こゝちすれば、此一書に據れり、但し此文中に前に奏曰云々、後に時有  
奏とあるハ、脱字あらむといへる先哲の説もあれど、中に切りて二件と  
すれば通えざるに非ざるなり、借茲に忍穗耳命の天降り坐へき事なりしを  
皇孫瓊々杵命の代りて、天降り坐ることとなりしハ、幽契あることなるべ  
し、謹て按ふに忍穗耳命ハ、天照大御神の系統に坐れば、大御神の御爲にハ  
然るべき事なれども、高木神の御爲にハ、聊か疎かるべし、抑高木神ハ、天御  
中主神の御手代として、天津國の大事を統治給ひ、彼天石戸隠りの時、自  
ら八百萬神の長となりて事を議らせ給ひ、また此回の事も、天照大御神と  
相並び坐て事を議らせ給へるに、其后妃と坐す、栲幡千千姫命の生坐る、皇  
孫瓊々杵命を地球の大君と定め給へるに至りて、顯幽全ら備りて遺憾な  
きこととなりぬるハ、畏けれど、天御中主神の天御量りに出たる事ならむ  
と伺はるゝなり、○尙其幽契を謹て窺ひ奉るに、彼氣化心化の神ハ、幽世を  
主として成出給へるにて、氣化ハ、天地の精氣妙合して成出たる神なれば、  
父もなく、母もなく、心化ハ、神の精神に感格し、或ハ其物に因て成出たる神

なれば、父のみ坐るもあり、母のみ坐るもあり、又父母の坐るもあるべし、然  
るに、胎生ハ、夫婦の間に産出たるなれば、顯世を主とする事、勿論なり、氣  
化心化ハ、奇靈玄妙なる造化の神業なれば、不正といふにハ、あらねど、顯世  
よりいへば、變化の神たるを免れざるなり、胎生ハ、夫婦の道を盡したるな  
れば、父母もありて、最正しかるべき理由ありて、天上にも、地球にも、其君と  
坐すべきハ、必ハ顯世を主とするの神に限るべき事と窺ひ察らるゝなり、  
さてこそ、天照大御神ハ、伊邪那岐那美二神の共に、議りて産成坐る、顯世の  
神にして、出所も最正しく坐けるより、遂に天上の大君と定め坐て、造化の  
神業をも統御し給ふべき事となりつるなれ、其天照大御神を胎生し給へ  
る、伊邪那岐那美二神ハ、三貴子を始め、國土神人をも生成坐て、其功天地に  
滿其德、世界に偏きも、主宰の神と成給はざりしハ、元より氣化の神に坐け  
るより、遂にハ、黄泉國と高天原の幽中に入坐て、顯世を守り給ふ神とハ、成  
給へるなるべし、かくて按ふに、忍穗耳命ハ、大御神の御子にハ、坐れど、心化  
の神に坐れば、最初ハ、此神の天降り坐へき事と粗定めしを、胎生の神に坐



る皇孫邇々杵命に代らしめて天降し給へる事なりし事をも思ひ合せ  
て彼天御中主神の御手代として造化の神業を掌り給へる高皇產靈神も  
伊邪那岐神も主裁の君と成給はざりし所由をも窺ひ察るべきなり本居  
翁ハ日月神を伊邪那岐命の左右の目より成出坐りし變化の神なりと思  
ひ定められて天照大御神の御出所に打合ざる所あるより此氣化心化の  
説をも採られざりし事と思ゆるなり

○古事記曰是以隨白之科詔日子番能邇々藝命  
此豐葦原水穗國者汝將知國言依賜故隨命以可  
天降

是以云々ハ忍穗耳命の奏し給ひし事を聞し食て其事を諸ひ給ひて邇  
々藝命に更に詔給ひしなり此邇々藝命ハ天照大御神にも高木神にも御  
孫に坐て殊に二大神の鍾愛坐し御子なるよりたゞ皇孫命とも世に廣く  
言なれたり

○一書曰故天照大神乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊  
八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物云々因勅  
皇孫曰豐葦原千五百秋瑞穗國是吾子孫可主之  
地也爾皇孫宜就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤  
無窮者矣

此一書の傳にてハ始終大神一柱に係て云へれど他の傳にハ高木神と相  
並ひ坐れば此處も其心して見るべきなり○天津彦彦火瓊瓊杵尊此神の  
御名記にハ天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命とあるを思へ  
は天津彦彦天津日高の誤にやあらむと思ひしかど古語拾遺に天津彦尊  
ともあれば誤りとも定めがたしされば天津彦彦と言ひ切て稱ふべきなり  
○八坂瓊曲玉八坂ハ記に八尺とある義にて長く貫垂たるをいふ曲玉ハ  
曲れる玉にて今も古墳などより折々掘出ることありといハ元天上の物に



して上にもいつと云へるが如く古へは五百津御統の玉ともいひて長く貫連れたるを髪にも頸にも胸にも手にも足にもひけて貴人の飾として賞美なるものなり此玉の曲れる状いと可愛あり此曲玉ハ今にも畏こけれど天皇の御許を放ち給はざるなり玉銚百首に久方の天つ日繼の御寶と御許はなたぬやまが玉と詠れたるが如し曲玉ハ三種の中にもこよなく尊き品なれば先八坂瓊曲玉及云々ある此傳最も正しとすべし古語拾遺に以八咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫永爲天璽矛玉自從とあるいと漫りなり其所由下に辨へんさす○八咫鏡の八咫ハ六人部翁の説に古くハ八束八尋など手を以て物を量る例なるを思へば八咫ハ八寸なるべしその手を廣げて指と指の間凡一寸とすべし阿多といふハ阿比多の義なるべし阿比ハ彼と是とのアハヒなり多も其意あり山と山の間を谷といひ畦と畦の間を田といふにてあるべしされば尺を佐加といふハ十量の義なるべし此一寸を十個なるべければなりと云れしに隨ふべし昔風船の船元の時國曾にて掛けれど天照大御神の時寶を納め奉る御代に見たりしに彼時といふもの影に似て黄金にて造りたるが其直且凡九寸許と見

受たりされば八咫ハ八とて此御鏡ハ皇孫命より崇神天皇までハ同一御殿に安置奉りしを崇神天皇の叔慮安からす所思食て鏡作造に科せて摸造せしめて御内に祭鎮給ひ元の八咫鏡ハ大和國笠縫邑に御殿を建て祭鎮坐しを後に伊勢國なる五十鈴川上に遷し齋き奉らせ給ひて今に尊み仕奉らせ給ふ皇大神宮に坐り彼玉銚百首に天地の極み御照らす日の御靈つけど鏡ハ伊勢大神と詠れたるが如し○草薙劍とハかの須佐之男命の八俣大蛇を斬給ひし時に其尾の中より得給ひし天葉雲劍にぞあるそを倭建命東夷征伐の時駿河國にて云々の事ありしより草薙劍と云ることハなれるなり然れば此處にハ元の御名を記すべきに然らぬハ後の御名を以て記したるなりこハ熱田宮の神實なり彼玉銚百首に東の國ことむけて御劍ハ熱田の宮に鎮りぬますとあり○三種寶物ハ神代より皇統の御璽として傳ハリ來つる我大御國の比類なき御寶にぞある中にも八坂瓊曲玉につきてハ上にも論へるが如く天神諸の命以て伊邪那岐那美二神に授け給ひし沼矛ハ瓊と矛の二物にして矛ハ大地の堅めとなるべく



瓊の皇統の御璽たるべきなれば伊邪那岐命ハ其矛を自凝島に國の御柱  
と衝立給ひし時其瓊を御頸に取懸給ひしを玉の緒もやらに取やらがし  
て天照大御神に授け賜ひしかば大御神ハ其御頸玉を御倉板舉之神と齋  
き敬ひ御倉板舉に神と取懸たるなり此上なく崇め尊び給ひしハ父大神の御依しを  
重しみ給へるのみならず大御祖と坐す天御中主神の御靈實なるを以て  
深くも御心を盡させ給へるなりさて加茂翁の祝詞考に伊邪那岐命の御  
頸珠を天照大御神に賜ひて所知高天原と詔へれば彼御頸玉ハ大御神の  
天を知食すべき御志るしなりさて今天孫に賜ふ勾玉ハ天岩戸前にして  
招禱坐し時彼天照大御神の御頸玉に準へて作りしを今天孫天降て國の  
主となり給ふ御志るしに大御神これを賜はせしなりとありこハよくも  
心づかれたる説なりたハ國の主となり給ふ御しるしとのみいはれたる  
ハ不足心ちすれど天照大御神の御頸玉に準へて作りしと言はれしハさ  
ることなり然るに本居翁ハ此説をかなはずと言貶して石屋戸段の勾玉  
ハ彼御頸玉に準へて作りしと云こと徴據なしと駁せられしハ苛酷なり

此時高皇產靈神の科せを請て羽明玉命の造り坐る勾玉ハ必ず大御神の  
御頸玉に準へ坐りしハさることなりさてこそ天照大御神の日の御像と  
ある八咫鏡の上には懸させ給へるなれ然るに大御神の天孫に賜はりし  
ハ彼父大神より賜はりし御頸玉ハ又此岩戸の前にて造られし玉ハ是を  
徴據なければ何れと定め難けれどよしや岩戸の前の玉にもせよ必ず天  
御中主神の御靈を招て授け給ひしに違ひなく伺はるれば古き新しきの  
差こそあれ何れも隔なき御靈代にぞあるとてこそ是の一書には八坂瓊  
曲玉及言を隔て、曲玉を重くせられしなれまた記にも遠岐斯八尺勾  
瓊鏡とありて玉を第一に擧られたるハ混ふべくもなき徴據にあらずや  
且この遠岐斯と云る言義ハ記傳に委しく辨へられたるか如く今にも祝  
詞などに招奉安置奉とハ常いふ詞なり然れば鏡には天照大御神の御靈  
を遠岐奉りしこと本文にも見えて明らかなるを勾瓊には何故に遠岐斯  
とハ云るならむ是素より天御中主神の御靈を遠岐奉りし玉なる事を伺  
ひ察るべきなり如斯紀記二典の明證あるにも拘はらず古語拾遺に鏡劍



二種の寶物として矛玉自從といひかにぞや廣成翁が斯在無禮の謬言を  
書れたるより此説に従ふものありと雖も、さすがに其後の書にも玉を第  
一に擧たる書の多かるのみならず、朝廷にも特に重くせられて、現に天皇  
の御許を放ち給はず親しく尊崇あらせらるゝ事、世人の察る所なり、尙  
能伺ひ奉るに、今ハ三種何れも天津日繼の御璽となりぬるを畏れ、細  
かに言へば、八咫鏡ハ天照大御神の御形見なり、藥雲劍ハ須佐之男命の御  
形見なり、たゞ八坂瓊曲玉こそ御系統を承繼せ給ふべき御璽にありけ  
れ彼美甘氏が風くも曲玉は天御中主神の御璽なりと云るは、予が説に符合せり、また御鏡は天照  
大御神の御璽の御璽とは、唯しもいふ事なるに、御鏡は素戔嗚尊の御璽とはよく云りし  
りさればにや、鏡劍ハ別に放ちて安置給へれど、玉は御許を放ち給はず神  
代に天照大御神の御倉板擧之神と崇へ尊み給ひしより、歴朝の天皇そを  
繼承坐て、御座の板擧の上に齋き仕奉らせ給ひて、今世に至るまで、懈怠せ  
給ふ事なきハ勿論なり、然るに神祇令に神璽之鏡劍とあるを、義解に此即  
以、鏡劍稱璽と註へるに至りて、たゞ鏡劍のみにて玉を云ざるハ廣成翁  
の説に據れるか、はた廣成翁義解の説に據れるか、備を作るもの何れか本

なりけむ、尙考るに大殿祭祝詞に、天津高御座、坐、天津璽、カ鏡劍、云々  
とある、乃ハ及の誤なるを、神祇令に、乃を之に改められたるハ本にて、かく  
誤り來つるならむ、同令の集解にハ神璽、天神之勅定、皇統授受之證也とあ  
るハ玉を外に志たる解釋とハ思えざるなり、三代實錄には神璽鏡劍とありて、我朝  
には神璽正統記にも、神璽は八坂瓊の玉と申す神代より今に、はらす代々の御璽とはなれぬ御璽も互りな  
れば海中より出づるに、神璽は八坂瓊の玉と申す神代より今に、はらす代々の御璽とはなれぬ御璽も互りな  
るべきに、右にも左にも前にハ、紀記二典に確證あり、後にハ天皇の御許に  
現存して、此上なき御璽と尊崇し給へるハ此玉なり、然るに本居翁の明智  
を以て、こゝに心づかれず記傳に八坂瓊曲玉をたゞ、飭物のやうに、言貶さ  
れしハ彼玉銚百首の歌に反きて、自語相違の説といふべし、又平田翁の英  
才を以て、古史成文に二種之神寶とせられたるハ、いかにぞや、古くより世  
に周く三種神器と言傳へて、今に正しく其物現存し、已に海外にも傳稱し  
たりしを、彼廣成翁が僻説に雷同して二種の神寶とせられたるに至りて  
ハ、上ハ天御中主神、天照大御神の神慮に背き、下ハ歴朝の至尊を蔑如する  
に至るを、いかにせむ此言の缺たるハ、歎むべからず、人數ならぬ吉胤が心



のすさびに、先哲の誤りをもかく擧つるは、いと負氣なくも所思れど、古語に大義滅親とあるが如く、大義に當りては親をも師をも避ざるに事あるべし、この三種神器の事につきては、吉胤の論ひ出たるも古今に例証ある朝廷の一大事なれば、一家の私説とすべきに非ざるなり、論上にも論下にも論へた吉胤懦弱けれど、年來我皇典乎戴き以て、天神天祖の神徳を仰ぎ尊み、人にも説諭して仕奉り、また學神にも善き説を曉り得て、道に功績を樹しめ給へど、日に異に、乞祈仕奉りし真心を、神等も恤み給ひて、此三種の説のみならず、神典中従前の疑惑氷解して、今ハ疑ハしき垣なく、惑ハしき件なく、先哲の心付れぬ全世界の眞理をも伺ひ得つるは、我ながら最怪しく、神ハ不言吉胤をして言しめ給へるにや、あらむことさへ打出らるゝも、極り罔き神代の古傳なれば、言ひ洩し考へ誤りも何かなからむ、吾黨の學者等、尙能研究して、顯世にも後世にも善き説ハ贊け成て、周く世人にも知しめ、悪き説ハ言直して改め、糺されむ事を乞ねぐになむ

○此説を起草せたるハ明治三十一年一月の廿二日にて、舊曆の正月元

日なり、新曆の一月一日ハ、英照皇太后の御喪中なりしを以て、例式を憚りつれば、けふこそと、新年を祝ひし、其夜の夢に、とある河邊に綱を引て、數多の魚を捕り得て、こなたなをみれば、小高き堤の上に、錦に包みたるものあり、何ならんと近づきみれば、是なん眞の三種の神器なる事を、心の中に悟り、畏れどまづ己が家に戴き歸りて、朝廷に奉らばやと、心の中に思ひつき、己に手をかけんとして、夢覺れば、三時の漏聲幽かに聞えたり、此時胸轟き身慄はれて、畏きこといはむかななく、忽ち起て、盥ひ嗽ぎつゝ、此文を書加へたるなり

豊葦原千五百秋云々此勅ハ忍穗耳命に宣給ひしを又更に皇孫命に詔坐けるなり、○寶祚之隆云々寶祚ハ天津日繼の義にて、記傳に此ハ天津日大御神の大御任を受傳坐て、其大御業を嗣々に知看す由の御稱なりとあるに從ふべし、與天壤のムタは向立の義にて共にといへる古言なり、さて此神勅ハあるが中にも、いと尊く、皇統の萬代に亘りて變る事なく、動くことなき、根據となりて、天照大御神、高木神の御守護も著く、誠に道の本源



にして君臣の大義も是に因りて起り、大御國の國體も是に依りて立たる、神勅なり、穴畏きかも穴尊きかも、神代より數多の年代を經來りて、貴も賤も、各自の腦髓に、此神勅を戴き持てるものから、一旦事ある時ハ、古書どもにも見えたる如く、額に矢ハたつとも、背にはあてどと、健び進み、また山行は草むす屍、海行は水漬屍、大君の邊にこそ死なめ、のどにハ死などとある如く、皇室の御爲國家の爲にハ、家をも身をも、父母妻子をも、顧みずして、勤王の精忠を盡し、事古來其例多かりしハ、此明治廿七八年、征清の役にも、偶發見志たりしなり、昨日までナムアノミダと念しアノメンと唱へて佛耶蘇の借遣なりしハ、今具にりたるハ、光りと願はしたるなり、此ハ彼外國の人造作爲の説と異なりて、天つ國なる天神の眞傳なれば、我四千萬の臣民、此神勅のまに、仕奉らば、我天皇の大御稜威も、愈耀き、我大日本の國體も、益す隆えやむこと、此神勅に明著なり、ハる止事なき眞傳の多かる古典の中に、偶自らの心に適はぬ事あれば、さて、これを度外に、置むとするものあるハ、抑いかなる薄情の痴心ぞも、穴忌々しの禍心ぞも

○一書曰、高皇產靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬、及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命、太玉命、宜持天津神籬降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉、

こハ紀第二の一書なり、此天孫降臨段なる第一第二の一書ハ、いと止事なく、尊き事實の傳ぞ多かる、○起樹天津神籬云々、天津ハ、天つ國の物を云るが本にて尊稱の言ともなれるなり、神籬ハ、私記に今の神祠かざあり、又先哲の説に、賢木の謂かともあり、賢木を刺立て神祠の代と云たるものなるべし、賢木ハ、神の愛給ひて神の御靈の寄託坐るによりて、御室木ともいふ、日室木ハ、御室木の義なるべし、此ハ磐境ハ、嚴重に築きたる祭場を云、り松下見林の説に、神籬者神祠、磐境者以岩爲境、即是神祇官西院、八神殿之濫觴也、とあるハ、さる事なり、さて何故にか、天津神籬を、天津磐境に起樹給へるか、といふに、こハ皇孫命の御爲に、天御中主神伊弉那岐那美命、又己命の御魂をも、此神籬に齋ひ鎮めて、天照大御神の御鏡に御魂を鎮め給ひ



しと同一く皇孫命の御守神と成給へるにて此神籙に鎮め給ひし御魂ハ、  
今も皇居に齋き奉り給へる八神殿是なり但し上にも辨へたるが如く此  
天津國にてハ五神なりしを天孫降臨の後此國にて後の三神ハ齋ひ添給  
ひし事と伺はるゝなりさて其五神の中央なる玉積魂神ハ天御中主神な  
る事前に辨へたるが如し其左座を高皇產靈神皇產靈とし右座の生魂足  
魂ハ伊邪那岐那美二神とす然れば天御中主神の御靈實なる八坂瓊曲玉ハ  
天皇の御許に御倉舉板神と坐て天津日繼の御璽となり給ひまた神籙に  
ハ其御魂を鎮め奉る玉積魂神と坐て左右の四神と共に臣位の諸神に祭  
らしめ給ひて皇孫命の御子の繼々御榮え坐む事を祈れとの詔と聞えて  
神代も今も變りなく齋奉らせ給へるハ最も尊く最も畏く此祭祀を怠ら  
せ給はずば千萬歳の末迄も寶祚の御隆を守らせ給ふべきなり此後五柱  
神の外に御膳神大宮寶事代主神をも同一く齋奉て八神殿と稱へ又更に  
天照大神を齋奉て賢所と稱へ今ハ天神地祇又歴代の皇靈をも合祀し  
て賢所と稱へ奉れるなり世に變事ある時は必ず其神を賢所に歸し給へる事となりて已に  
神族の御勅ありし時に賢所の前に於て誓約せられし事あり

と中には佛に類れ耶蘇に陥りたる人ありて賢所の參拜せしき處あるより天津神籙には大物主神を祭れ  
と云へきなり爰に辨へ置へき事あり一書の内容初混はしき處あるより天津神籙には大物主神を祭れ  
り云る説もあれど後世八神殿の起因たる事明かなるのみならず大物主神  
を祭れる例も見えれば文中に祭此神とあるも八神殿の神等なる事決し

是時天照大神手持寶鏡授(天)(津)(彦)(火)(瓊)(々)(杵)(尊)  
而祝之曰吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿  
以爲齋鏡復勅天兒屋命太玉命惟爾二神亦同侍  
殿内善爲防護又勅曰以吾高天原所御齊庭之穗  
亦當御於吾兒

天照大神云々寶鏡ハ上に舉たる八咫鏡なるべしさて此一書にハ總て忍  
穗耳尊に授け給ひし趣なるもさる事なれど已に皇孫尊を天降し給へる  
事となりて一依前授といへる本文あるのみならず他の傳にハ皆皇孫尊  
とあるによりて御名を改めて舉つるなり此本文ハ通えなれども一わな  
り其意を得て述はむに天照大神ハ御手に八咫鏡を取持給ひて皇孫尊に



宣給はく汝ハ遠キ葦原中國に降りて長キ別れとなるべきなれば定て名  
殘を惜むならむ吾も名殘惜く思ふによりて此鏡に吾御靈を留めて遣す  
事なれば此鏡を吾と思ひて同ト殿内の御床に安置て齋鏡とせよとの詔  
なり齋鏡ハ記に專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉とあるを思へば此鏡を  
祭り鎮めよとの事なるべし天照大神ハ兼て父大神より譲らせ給ひし曲  
玉ハ天御中主神の御靈實たるを以て御倉棚神と齋き祭らせ給ひし其曲  
玉をも譲り給へるにそへて御自らの御靈實として此寶鏡をも授け給へ  
るなり然れば記に遠岐斯八尺勾璣鏡とあるハ何れも御靈實なるを臣位  
の神より遠岐奉りし意にて遠岐斯とハ云るなるべし

本文に天照大神の吾御兒と宣給ひしハ忍穗耳命にも瓊々杵命にも限  
らず御裔孫にもかゝれる御言なり孫ハ眞之子の之の省かりたるにて  
子の子をいふに非るなりされば瓊々杵命を皇孫といふハ皇御眞子の  
義にて大御神の殊に鍾愛み給ひしより此御名を稱へ來りしなれど後  
の天皇をも皇美麻命と祝詞などに多く見えたりまた御祖といへるハ

父母に限らず遠き祖先をもとて言へり是れ先祖にて知るべしされば孫  
曾孫立孫などいへるハ赤縣の定めなり赤縣にてハ五世而其澤亡など  
いへれど我御國にてハ五世十世に限らず千萬世を経るも於也古の名  
空トからざるにつきても萬國に比類なき皇統一系古今一本の國體た  
る事を察るべきなり平田翁の説に赤縣の酋長どもの天子と名稱居る  
こそ心得ね彼國にて何といふ酋長が名稱り初けるにかと考ふるに彼  
國籍に帝王之稱天子自炎帝始也とあるに依ればかの神農といへる酋  
長が名稱初て代々の酋長ども此をまねび稱ふるなれど甚トき潛稱  
なり按ふに古く我天皇命を天神之御子とまなす御稱の彼國にほのぼ  
の聞えて漫りに稱へたりと思えていと謂れなき事なり彼國の古籍に  
是か稱ふべき證ハ更になきぞかし後世に記せる白虎通などに所以稱  
天子何王者父天母地爲天子也など見えなれどもいかに此を天子と  
稱ふの本説と云ふべき西極なる國々の統領をも天子よ皇帝よと言も  
し書もするハ皆證據なき事ありとある如く我天皇命ハ正しく天神の



御系統を承継給へる御子に坐は日之御子とも天子とも稱へ奉るべきをさる所由あることをもあらで漫りに天子と稱るハ謂なき事なり然は則天子と稱へ天皇と白すハ我日本國の大君に限るべきハ上にも下にも述へるが如く正しく皇祖天神の血統を繼せ給ひて歴世相承相繼て天壤と共に動くことなく日月と並び耀きて天位を統御し給へることハ人間の所爲ならざることを察るべきなり彼國土四神の如く人皇に依て推斥せられ威力を以て尊位したる君は威力衰へて尊位せらるは自然の運なり此本一國に於ては後世相承除して治まらざるも亦宜なり我内國にも源平以來武家天下の兵權を奪ひ外國に於ては相繼りて北條となり足利となりて天皇を尊め奉る事ありしも自ら天位を脱離するものなく相繼りて徳川の幕府となりて武家四海を掌握するも尙天皇を奉りて其官位を授けられたり偶天壤の如く來如き天皇に對して恐れ多き邪言を吐たるも皇祖高天原大神の天つ國なる狹田長田に時植まし、稻種を齋庭之穗と祝ひ清めて皇孫命に授け給ひしを、持降り坐て此水穗國に繁殖せしめ給ひしなり

此二神も同じ御殿内に侍りて仕へ奉れどなり○吾高天原所御齋庭之穗云々天照大神の天つ國なる狹田長田に時植まし、稻種を齋庭之穗と祝ひ清めて皇孫命に授け給ひしを、持降り坐て此水穗國に繁殖せしめ給ひしなり

○古事記曰、爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、拜五伴緒矣。支加而天降也。

伴緒ハ記傳に伴との官職にまれ、何にまれ、一部となれるを云、緒ハ長の本語にて、長兄名の意なりとあり、治ると云るハ其長となりて部下を亂れぬやうにするを云り、機具の箴も糸の亂れを治るものなればなり○支加而記傳に支ハ字書に分也と註して、凡て物の分る、意に用る字なり、人の手足を云も、木枝を云もみな本ハ分る、意より出たり、然れば此五伴長神を其職々の長に分配て、御從に加へ給ふなりとあり、さて此五神の外にも、手力男神、天石門別神、登由宇氣神あり、又第四一書にハ于時大伴連遠祖天忍日命、師來目部遠祖天懸津大來目背負天磐、劔臂著稜威高柄手捉天梶弓天羽々矢及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劍而立天孫之前遊行降來とあり、さてまた紀正書にハ于時高皇產靈尊以真床追衾覆於皇孫瓊々杵尊使降之の文あり、この真床追衾云々とあるハ、臥衾をもて圍み奉れるなり、服フスマにて



臥雲の儀なるべし、後世の御領護、また神  
守の時、行障を用ふる事の元なるべし

○一書曰、已而旦降之間、先驅者還白、有一神居天  
八達之衢、其鼻長七咫、背長七尺餘、口尻明耀、眼如  
八咫鏡而絕然似、赤酸漿也。即遣從神往問之。時  
有八十萬神者、皆不得目勝相問。故特勅天鈿女命  
曰、汝是目勝於人者、宜往問之。

此段記にハ順序の錯簡ありと所思れば、紀に據れり。○天八達之衢ハ天津  
國より天降ります、虛空に道の多岐なるを云り、人の目には見えねど、神等  
の往來坐る道のある事を伺ひ察るべきなり。鳥の大型に調り、魚の大型に遊ぐべし、自  
○鼻長七咫の咫ハ寸なること上に辨へたり。纂疏に八寸曰咫と解れたる  
ハ何に據られたる説か心得難し、いかに長くとも五尺六寸となるをいか  
にせむ。○口尻云々ハ、あまり形容すぎていかなり、ハ記に上光高天原

下光葦原中國とあるを、めでたき傳なりける。○目勝於人者、記にハ面勝神  
とあるも同じく人に相對ひて愧す、飾れず、面の強くて負ぬを云り、此神ハ  
女神に志て愛敬の貌も坐れど、御心剛き故にいかなる健き神に向ひて  
も面負給はぬより、於受志女の御名ある所以なり。凡て世に貴き人、貴き人に對ひて、  
於受女命に對ひて、御て人に面勝べき、御々しき心と愛ひ置へべき事なり。

天鈿女命乃露其胸乳、抑垂裳帶於臍下而笑、嚙向  
立。是時衢神問曰、汝爲如此何故耶。天鈿女命對曰、  
天照大神之子所幸道路有如此、居者誰耶、敢問之。  
衢神對曰、聞天照大神之子、今當降行、故奉迎相待。  
吾名是猿田彥大神。時天鈿女命復問曰、汝將先我  
行乎。抑我將先汝行乎。對曰、吾先啓行。天鈿女命復  
問曰、汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰、天照大神之



子則當到筑紫日向高千穗穗觸峯吾則應到伊勢  
狹長田五十鈴川上因曰發顯我者汝也故汝可以  
送我而致之天鈿女命還詣報狀。

此本文も能く通えたりたゞ猿田彦大神につきて聊遠ふべきことあり御  
名の猿田を平田翁ハ佐太と訓れつれど下に賜猿女君之號とあるによれ  
ば佐留太と訓へきなり自ら名告給へるに大神とあるハ容貌のみならず  
功も徳も尋常ならぬ神なるべし延喜式に伊勢國度會郡大土御祖神社あ  
りて記傳に引れし或書に此社を二座として宇迦御魂命土の御祖神とあ  
り又或書にハ是を山田原地護神と云ひ素戔鳴尊子也とあるを思へば記  
に大年神御子大土神亦名土之御祖神とある此神なるべしされば宇迦御  
魂命とあるハ大年神なるべければ御父子を二座としたる傳なりまた素  
戔鳴尊の御子と云るも其裔孫に坐ればなるべしかくて按ふに天孫降臨  
の事を猿田彦神の速くも所知食て獨遙に天八衢に参向ひ坐て高千穗峯

に導き坐し御功績も著くまた御祖神とも云るなれば自ら大神と名告坐  
るも然る事ぞわし國史に天照大神と大和國より伊勢の五十鈴川上に坐りしと此神の  
原る事のみはいはせり

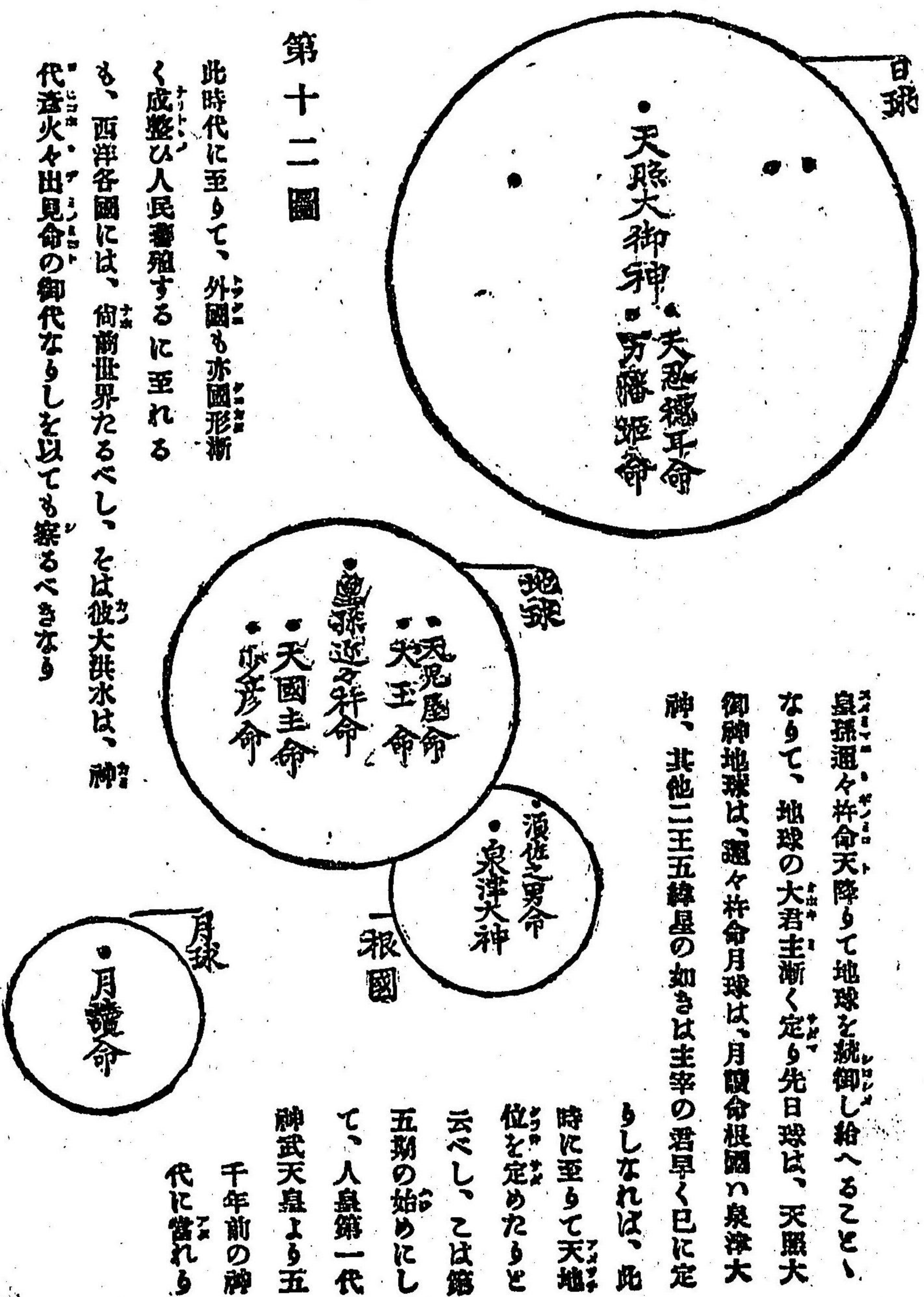
於是皇孫脫離天磐座排分天八重雲稜威道別道  
別而天降之也果如先期皇孫則到筑紫日向高千  
穗穗觸之峰云々

天磐座記にハ石位とあり磐は堅固なる由の稱言なり已に途中の事と聞  
ゆるに然云るハ始めより言起して天降り坐るさまを一續きに云るなり  
○排分天八重雲云々記にハ八重多那雲とありて幾重ともなく天地の間  
に立離きたる雲を云り稜威は神威の健く嚴めしきを云る詞なり道別と  
云るハ高天原より虚空を降り坐るに立重りたる雲の中を道とし別と  
いふ義なりハ神等の天地の間を往返坐しさまをいへる古言なり○さ  
て皇孫瓊々杵尊ハ彌筑紫の日向の高千穗穗觸之峯に天降坐て高千穗宮



を建給ひ、天津高御座に地球の大君と坐へき天津日繼を萬世に定めて、國の基を立給ひしより、第五期の始めとなりて、地球愈全備し、幽顯粵に分界して、神人の區別漸々判然たりと雖も、尙不審きこと少からず、然るに第一期より第五期の始めに至るまで、古典の本文を撰びて、粗註解を附し、頁氣なくも眞理の所在を説明し、古典の蘊奥を穿ちて、古に徴し、今に照して、論らひ定め置つれば、その能心認置たらむに、奇靈なる神代の靈蹤と雖も、いひて底解難きことありやも、抑此書ハ一名大元圖説とも云て、宇宙間に所有、先天後天、日月星の形象、天神造化の妙機、皇統の起原、國土の成立を宗とすれば、是等の條々に必要ならざるハ、古傳と雖も、舉ざるなり、況して紙數も限りあれば、左のみ一々に言ふ事能はず、ざるによりて、古典の本文を掲るハ、これを局りとす、唯此天孫降臨の前に、大國主神の少名彥神と同心戮力して、國土を經營し、田野を拓き、醫藥禁厭の術を始めて、人畜の病を療す法を教へ給ひ、又其裔孫の神等の五穀に功績ありし事等に就て、言まほしき事多かるを、神代紀集釋には委しく述べ、此書に洩しハ遺憾と云へし

第十二圖





さて皇孫天津彦火瓊杵尊ハ天照大神高木神の神勅によりて葦原中國の大君主と定まり給ひて天上より天降り坐つるを猿田彦神の導き坐しにハあれど邊境僻陋ともいふべき西偏の地に降り着坐て、皇宮を創建し帝都を開き給ひしハいかなる所由ある事にか或人の説に外國を統治給ふの便利よき故なりといへり此説によれば此時已に拓け初めたるハ韓國と赤縣なり其地の國々ハ漢の漢て成る國とありて次々然るを前には素戔嗚尊の遠き國々を行廻り給ひ後にハ少名彥命また大國主神も外國に渡りて國々を開き坐し事あれば此事ハ平田國の赤縣太古傳に委しく考證せられたり其中に少名彥命光天于また鳩尾天神の渡り坐しは少名彥神の渡り給ひしは、國取いまだ分れざる以前にて、龍祖にも其神政著けれど大國主神の渡り坐しは、國取分れて後世より往坐し事と思えて、彼國には扶桑大帝泰山府君など傳はりたる主神ハ大國主となりて地神中の國政を司り給へる事など本書につきて見るべし外國を統御給ふの便利を量り給ひしも一の據るべき元因なれども尙幽契ある事ならむと年來心を潜めて考へ得たる事あり、そハ先天照大神ハ上にも逃へるが如く造化三神も其徳を讓らせ給へる程の洪徳坐て天上日球の大主宰

となりて太陽界を照臨し給へる無上至尊大御神に坐れば地球の私奉とすべきに非ず況て皇國のみの大御神に非るなり然るに大御神の神蹟國も多きに獨り我大日本國にのみ委しく傳はれるハ此國に於て生産坐しに據るなり其生産の地ハ確に物に見えぬと必ず筑紫の日向國なるべきなり、そハ上に辨へたるが如く日向國の古名を建日向日豊久士比泥別と云ひまた四面の國を白日別豊日別建日別と云るを思へば肥國といへるも火國の義にハあらで日國の義なるにても推て知るべし後に伊邪那岐大神彼黄泉の汚穢を祓給はんとて此日向國なる橘之小戸之檍原に來坐しも此因に據れるなるべし但し記の傳にてハ日神も其時御生産の由なるもそハ御出現の混へる傳なりし事ハ上に委しく辨へたるが如くなるも日神の御出生ハ日向國なる事決しされば皇孫命の此日向國に天降坐しハ天照大神の本國郷土なればなるべしまた猿田彦神の天入衝に御迎へ坐しも突然邂逅の事に非ず、こハ大御神の先に御謀り坐て預め彼地に皇居の疆域を見定めしめ給ひしか、また猿田彦神の必ず高千穂峯に天降



り坐へき所縁ある事を既く知し食て導き給ひしか何れにも大御神の本  
國郷土なるより然定りし事は亦一の元因たるべきなり然れば三貴子  
の中にも優れて靈異に坐す天照大御神の生産坐し地なるを以て豊久士  
比泥別といひ其大御神の天に登り坐し峯なるを以て穗觸峯とも稱へた  
るなるべしかくて思へば其天照大御神の出生坐し地なるによりて皇孫  
尊も此國に天降り坐て皇居を定め給ひし因故を察り又是に因て大御神  
の此地に出生坐し事をも明らむべきなり今の人情を以ても本國郷土ハ  
慕ハしきものなりいかに幸福を得て他方に住むとも郷土の事ハ忘れ難  
きものなりさてこそ伊邪那岐命ハ天津國より此國に天降り坐て大功績  
を樹給ひしも天照大神を生坐てハ其本つ國たる天上に送上給ひ遂にハ  
御自らも天に返らせ給ひしなれまた天照大御神ハ天上の優れて尊き國  
に坐ても本國郷土なる顯見青人草の事を思ひ憐み坐て屢御使を天降し  
給ひ遂にハ大事大切の御孫瓊々杵命を天降して此國の人民を平治せし  
め給ひしなり然るに期運爰に一變して第五期の始めとなりて天地間往

返の終を告ると雖も天球と地球と氣脈を通ずる猶父子の如し地球上に  
所有人類を始め植物動物總て日光の煦育を蒙らざる物なくまた地球に  
あらゆる人民死してハ其靈魂の地球に神ありすべきにても察るべき

なり 互に愛するの念常に絶えず地は其愛心の切なるより日に其氣息は國となりて天に  
上り又天は地を思ひて其夜を位明すによりて其氣息は國となりて地に降り其の如く今に 然るに氣  
るまで其情通す云々とあるは最功績なる既なれども我古傳と聞傳へたる既なるべし

運變遷して第七期の今代に生を受たるものハ自らの思想を規矩とする  
習慣ありて思想に適ハざる事ハ疑ハるゝが故に終に神武天皇以前顯幽  
未分の事蹟に於てハこれを信る能ハず況て天地往返の事に至りてハ意  
外の事なれば疑國百出遂にこれハ説を設けて天照大御神ハ吳太伯の末  
裔なりといひ又其姬氏なるをもて女神と思ひ誤れるなりといひ忍穗耳  
尊ハ韓國より來りし人なりといひ天孫降臨ハ上古の帝王他の國より此  
國に遷都したるなりといふに至りてハ實に皇統を汚瀆し國體を妨害す  
るの邪言と謂へしとる習慣の人々ハ暫く心を平穩にして吉胤ハ説を竟  
しめよ彼神武天皇中州を征伐して大和國に橿原宮を創建給ひしより顯



幽の區別判然りて事の記すべく、年の編べく帝王の治世も算ふべしと雖も、其以前に於てハ顯幽未分にして苟且の間に數千年を經過することあるべし彼水島の浦島子、海宮に入て、故郷に歸りしはたゞ古典中に三年、八年などの見えたる此詔、と思ひしハ八百年と經過したりし事などと思ひ合すべし紀に擧たる神武天皇の詔に、天孫降臨以來一百七十九萬二千四百七十餘年とあるハ皇孫瓊々杵尊より神武天皇の御代までの年數を云り、吉胤按ふに、神代の時、月を算えたる事なく、年を編たる事なければはたゞ古典中に三年、八年などの見えたる此詔、に餘年とあるハ餘日の事なるべし、かくて今の一年三百六十五日に精算すれば、凡五千年となれるにて然る事と察るべし出見記と云る處に、神武天皇と、火々野の名を顯て同名なる例多ければ、皇々神皇も、其御子に同名の御子數多坐ける由なるも、うきたる説に非ざるハ、今に遺々野、皇皇は火々野、出見記の山、日向、大隅、鹿後、皇前等に多かるべしと、參考の爲めに記し、然るに赤縣の書どもに、編年したる帝王の歴代を遡りて、比較すれば、世代の不足なるより疑惑を抱くもの多かり神代の神皇には壽命の長りもあらざりしと、漢土に因傳へて不老不死の國とも云しと、天孫降臨の後、若長姫の阻言によりて壽命縮りて遂に今の如くなりたるは、疑むべき如くなるも、是また造化の時の顯世の動植物と生々靈靈せしめ給ふの眞理に出る神樂なる事と、疑ひ難なり

先年或伯爵支那漫遊せられし時、李鴻章と日本支那建國の先後を論は

れし折に、李氏云く日本の早きといへる證據ありや、伯爵對て云くあり、その試に、炎天の折一の桶に水を汲て置べし、十日の後に又一の桶に水を汲置、又十日を経たる後より之を見、子々何れにか多く生ずるや、是廿日以前の桶に多かるハ無論なり、されば日本國に人員の多きを以て其早きを察るべし支那は方里にして、千二三百人に當り、日本は二千人以上なりとぞ、印度一方里の人員三十五人中に當れりといへり、此の精算に、と譬喩をもていはれしハ、即智に出たるが如しと雖も、其理なきに非るなり

是全ら顯幽未分の時代を、知ざるの説なり、尙考ふるに、天照大御神の天岩窟に幽居坐し、ハ第三期の末に當れり、此時大御神の御言に、天原自閩亦葦原中國皆閩矣と告給ひしによれば、太陽界ハ言も更なり、此地球も悉く閩黑なりしなり、然るに漢土、印度、また西洋各國にも世の闇黒になりたる傳へハ更にあることなし、是我神代第三期の末に在て、海外萬國未だ拓げざるの時代なる事を徵するに足れり、海外萬國の草創ハ第五期の始め、天孫降臨の時に至りて、國土人民の漸成立たるを察るべし、其ハ第五期中の世



に當りて彼彦火々出見尊の兄火酢芹命の暴逆なる譴責を受て海宮に入給ひ、其事は記述に見えて海神より潮溢瓊潮瀾瓊の二瓊を授かりて海神の教の隨に潮溢瓊を投て火酢芹命を溺らし給ひし事あり此時の水遠裔に及て奔濤益激烈しく漢土にてハ帝堯の八年に當りて洪水中國に氾濫したるも人類を絶すほどにハ至らざりしを印度にハ世の初め大水彌滿たる所風が吹てやびて世界が出来るも衆生虫のわくが如くに出来たりと云傳に據れば此大水の爲に人類の一時絶たるにやあらむさて此時西洋にハ此洪水の爲に悉く沈没してたゞ諸君と云人神の告によりて夙く舟を製りたりしが一家其舟に乗て助かりしといへり是我御國にてハ一時のすさびなりしも未々の國に波及してハかゝる一大變の大洪水ともなりつるなりかくて按へば上にも論へるが如く地球ハ圓體なるも我國は地球の元首にして最高處に位するのみならず前にハ伊邪那岐那美二神天降りて大八洲六島を生成して地球の基礎を創立し給ひ後にハ皇孫瓊々杵命の天降り坐て地球の大君主と定まり坐てより天津日繼の皇統萬世に

連綿たるハ人爲人作の謀る所に非ず上にも述るが如く天津國の大主宰と坐す天照大御神高木神の神勅に出で天津日繼の御璽たる三種の神寶を授け給へり此神寶ハ今に現存して御即位の時にハ必ずこれを授受し給へり中にも八坂瓊曲玉ハ上にも述るが如く天御中主神の御璽代にして此上なき靈物なればこそ古も今も特に尊く天皇の御許を須臾も放ち給はざるハ世人の伺ひ察る所なり

さて今にも御許を放ち給はぬ八坂璽の曲玉ハいかなる御形象なるか、臣民たるものゝ知るべき由なけれど今に他の曲玉を傳へて神社の寶物とし或ハ古墳などより掘出したりとて秘藏するものあり中にも我友箱崎博尹ハ鎌倉八幡宮の官司なり先年東京にて三個の曲玉を見せたりしに其色青くして大小の三個なり其大なる玉の頭の正面に○側面に☾と○○の形あるハ日月星を彫りたるなり其製造の巧妙なる其色の淳美なる尋常の物ならずと思ひしが其後西洋の學師其此玉を見て大く驚きて云けらく是ハ青瓊玕の上品なるものなり印度の昆侖



















々に分れて、已に哲學者の厭ふ所となれるあり、然は則信仰の自由なる事  
無論なり、然るに近來偶神道の流弊なる、猥雜の教會に擬して以て我國家  
的の神道を、宗教視せんとするものあるは、惑へるの甚しきに非ずや、若此  
神道を宗教とせば、儒道も亦宗教たるべし、神道儒道其旨異なりと雖も、儒  
道も又先王の道にして、國家を治め、人民を撫育するに至りては、我神道と  
同趣なり、然るに赤縣ハ古來革命の國なるも、尙先王の道を遵守せり、況て  
皇祖皇宗の開き給ひし、我大日本帝國の神道にして、萬一にも彼宗教と同  
視せらるゝの理由なき事明著なり、然るを西洋に無宗教の國ハ未開なり  
野蠻なりと云るに驚き強て我神道を宗教にせむとするは、彼君主專制を  
未開なりとし漫に共和政治を主張するごと一般にして、我皇國に限り一種  
特別の道義あるを知ざるの說なり、元來神道ハ皇祖皇宗の遺訓に出たる、  
大日本固有の道にして、國初以來吾人の祖先ハ皆是によりて克く忠に克  
く孝に人倫の道を盡したるに非ずや、抑世界に所有人民其人種に聊異同  
ありと雖も、其本源を釋れば總て神の裔孫ならざるハなし、殊に我日本國

ハ地球の根元にして、遑に皇祖天神の天降りて開き給ひし國なる事上に  
述るが如くなれば、神人の説に、日本人種はモンゴリ人種とイフ、人種とイフは、天上 皇孫  
命ハ數多の供奉の神を率て此國に天降りて天津日繼を無窮に定め給ひ  
其供奉の神また國津神ハ臣位に列して其皇統を守護せられしより、君臣  
の大義自ら備り、上下の名分自ら明にして、神代の昔より繼續し來れる臣  
民なれば、今や佛耶等なきを借して、神の子孫たる事とイフ、忠孝の道義も不言に行はれ來  
つる事、更にも言ざるなり、海外の國にも忠孝の教なきにしも非れども自 然に出たる君臣の實歴に非ずして、革命變換定りなくして、所謂平等主義  
の國俗なれば、天地開闢以來承繼し來れる君臣の大義と日を同くして、語  
るべきに非るなり、魯國の傳導師ニコライは、維新前より日本に來りて、彼宗教を明かむと盡力す  
一ナリ其由は、免紙新の始め、勤王の士所々に起りて、四京に據りたる一君を擁護して、戰爭に及びしが、伏見  
した全圖の購取あり、士族あり、定て大亂となるべく思ひたりしに、又憲法發布は、西洋各國大抵上下權を争て、血  
の難を蒙らざるなれば、定て多少の葛藤あるべしと、思ひの外、國の人民悉く、門を閉し、國旗を掲げ  
國分の然りしむる所にして、外 彼宗教の如きハ國家に關係なく、又皇室の必要もな



ければ素より信仰自由の教なり故に之を信するも可なり之を信せざるも何ぞ不可ならん然るに神道ハ上にもいへるが如く我國家ハ之に基き我皇室ハ之に因て起れり故に五十餘の川上に千木高知て鎮座す皇大神を拜み奉りてハ皇統の由來の尊嚴なるを察り楠公の湊川神社に謁してハ忠勇義烈國家皇室の爲に心を盡し身を竭し人なりし事を想起すが如く神社ハ從來國家皇室に大關係あり神社に祭れる神ハ總て我國土を開き我人民を愛撫して殖産の術を教へ人倫の道を諭して功業を千載に垂給ひし神又後世國家皇室の爲に千辛万苦身心を竭したる聖主忠臣の英靈を祭れる類にあらざるハなし故に天神地祇を尊崇するハ其神恩に報ゆる報本反始の義にして我内國四千餘萬の同胞須臾も不可欠の義務たり故に聖勅の本原ハ神道に出たる皇祖祖宗の遺訓にして其傳はれる皇典ハ宇宙間無比の古傳なるを我内國人にして漫に冷評を下さんとするものハ何の心ぞや是亦世人の習弊たるを免れざるにや西洋にも自國の事を知らずしてたゞ他の國の事のみ研窮するの弊ありしより偶具眼

の人ありて其弊を矯むと國家學といへる一課の學風を設たりしと聞くと同時に我國にも皇典講究所を設置されたるハ無前の美舉といふべし然るに世人尙之を外視して今ハたゞ専門家の試験場見たらんが如くなるハ實に慨嘆に堪ざるも其因故なきに非るなりそハ皇典に重すべきハ紀二典也然るに偶開化者他流の人之を見れば奇怪なるが如く猥褻なるが如く又幼語なるが如くなる所あるより之を厭棄して再び顧みざるに至れり抑記紀の二典世道人心に無益にして今日に活用なきものならむにハ之を厭棄するも惜むに足らず之を度外視するも亦何ぞ怪まむ然るに記紀二典の幸に我國に遺存せしより天地の成立世界の眞理祖先の功勞を窺ひ察らるゝのみならず現今百般の政策事業皆其由て來る所の元因をも曉り察らるゝハ實に無此上神傳なるも之を見るの法を知ざれば其尊き由縁を知事能ハざるより曩に本居平田二翁ありて其訓義を解き其大義を述べられたるハ實に其功績大なりと雖も眞理の研究に至りてハ未だ盡さる所あるが如し是二翁の不足に非ず時勢の然らざる所な



り前にも論へるが如く明治維新の御代となりたるハ第七期の始めにして萬國交際の道開けて世界に所有万事万物一も其理を窮めざるハなし故に明治の今日より維新前を顧れば尙前世界を見るの思想あり是期運の一變したる事決し然ば則彼古典を見るにも明治新天地の见解なかる可らず是吉胤が負氣なくも此書を著して天下の同胞に告る所以なり然るに此書に述る所盡せりといふに非ず況て紙數も局りあればたゞ其端緒を開くのみ顯世にも後世にも此志を繼て益研究する者あらば皇典の光輝愈顯はれて大中小の學校にも必ず皇典課無るべからず學校に皇典課を設置せらるゝに至らば貴賤に據らず皇祖皇宗の遺訓を奉じて大義名分を明かにし内には國家皇室に忠勇なる精神を養ひ外には萬國交際を厚くして我古典の旨を海外人にも説示し我皇統ハ日本一國のみ私奉すべきに非る理由をも知しむべきハ我皇國人民の盡すべき道義なり然るに其道義を顧ずして印度西洋の宗教に依り皇國固有の眞心を奪ひ去れて日本人の貞節を失へるの輩世に多かるハ如何にぞや古語にも先

祖有美而不知者不明也知而不傳者不仁也とある如く此大日本國に生て不明不仁の人たるハ實に懸然の事ふらずや凡て何の道にも先よく知明めたらむには必ず辟し安きより他道に陥るハ皇國の神傳を知ざるの過なるも其禍害延て國家の上に及ぶべきなれば彼向岸の火視すべきに非るより吉胤謏劣を顧みず老を厭はず此編を著して我四千萬の同胞に忠告するなり頼に老生の微忠を納て我皇國の神典ハ畏れども皇祖皇宗の遺訓にして萬國無比の寶典なる事を知明らめて大和心の眞心を固め成すに至らば我大日本國の國體愈皇張して皇威益世界に耀かむとすあなかしこしやあななふとこしや

吉胤懦弱けれど年來焦思苦慮の末偶一大發見の説ありて此書を開版するに至れり然れば古事記の開卷なる高天原の説三貴子生産の説皇孫天降の説の如きハ古今に通じて不動不變の説なるべきも海外の事を擧たるには見誤り聞達ひもなごか無らむ中にも雷の喻彗星の辨の如きは實測説を措て舊説に因れるなり又日球温熱の説月球光體の説



等は神典に據れるも、尙世人の信をこる事難からむ抑人心の異なる面の如しとも云れば、人々の思想の異なるによりてハ、各自の心に適ハざるもあるべけれど、聊の失誤を以て全篇の主旨を傷けられざるべくあらまほし、然れば今世にも、後世にも、吉胤が發見に係れる説ともを宜しと思はれむ人々ハ、尙能く賛け成し、益是を討駁めて以て聊も眞理に戻れる堀なく若道義に適はざる事ありと見認められむにハ、必ず其誤りを糾して改められむは斯道の爲然るべき事ふれども唯皇祖天神の神意に戻る事なく、我大日本の國體に背かざらむ事をこひねぐになむ

### 徵古新論三之卷大尾

跋

穴尊あなうぶきかも穴悦あなえばしきかも、檜屋大人の著されし徵古新論の開版已に成れり世に我皇國の神典を度外に見過し、或ハ冷評を下し偶是を手にするものあれば、高天原を以て緯名し、あざめ、くたすものありしを、さる人々よ此新論の辨解を見られなば、始て神典のやごとなく、世に必要な事を察られんかし、亦にも古事記の開卷なる、高天原ハ所謂恒星天なる一大星にして、衆星の大元、宇宙の中心なる天御中主神の御座所なるの説ハ、開闢以來の一大發見なり、また天照大御神ハ伊邪那岐那美二神の共に議りて生坐給ひて天津日國を統御し給へる所以の解釋、また皇孫邇々杵尊ハ天照大御神、高木神の神勅を以て、地球の大君主と定りて、天上より天降り給ひし考證ハ、此書の三大要點ともいふべく、實に我神典の蘊奥を穿ち得て我皇祖天神造化の妙機をも伺ひ得られたりと謂へし、尙其細目を舉れば、天地分婉の説、二王五緯星を司坐る天神の説、八神殿は元五座にして、中央なる玉積魂神ハ天御中主神なる説、夫婦交合の辨、國土神人生産の辨、自凝島の説、以談路洲爲胞の説、黄泉の



説禊祓の説、劍玉誓約の説、天岩窟の説、三種神器の中にも、八尺勾璣は皇統の御璽たる説、其他日月星辰の運行を蒸氣の器械に喩へたる説、太陽に黒點ある説、期運年代の説、或ハ君位に三立五種ある説、天地覆没の説の辨、神道ハ宗教と異なる所以の説、等先哲の未だ曾て心づかれざる説にして、總て世人の意表に出ざるハなし、此神典ありて此辨解ありしハ、我大日本の光榮たるのみならず、實に世界の幸福なり、此書一たび出て宇宙の眞理を何人も伺ひ得べく、又特に我大日本國ハ皇祖天神の修理固成し給ひし地球の根元にして皇統の無窮なる幽契を、何人も知得べく、懇に説示されたるに至りてハ、こよなき大人の大功績になんありける、是をいかでか尊びよるこハざらんや、といまだしき言葉をも願みず、いさゝか思ひよれるふしを、巻尾に書そへたるハ、伊賀國人竹島の忠年なり

明治三十二年八月

乃樂舎大人著述目録

- 古語拾遺畧解 全一册 ○土佐日記畧解 全一册
  - 大祓述義 全一册 ○葬祭要儀 全一册
  - 勢海集 初篇一册 ○神拜畧記 折本全一册
  - 大日本四恩教歌 全一册 ○古今集序 附大堰川行幸歌序 全一册
  - 祝詞手引草 全一册 ○祝詞全書 全一册
- 以上ハ賣切也不違再版スベシ

○日本紀神代集釋 二十二册 開版未成

○松浦の家苞 木版全一册 賣價五十錢 送料共

是ハ大人壯年の折、肥前國上松浦に漫遊せられたる紀行にして、歌もあり、詩もありて、其實地を見るが如く、殊に此地は風景に富て歴史の關係少からず其文體は土佐日記に據られたるも、其事實は土佐日記の上に出たりとの評あり、初學者の國語活用の模範たるべきなり

○倭畫論説 全一册 賣價十二錢 送料二錢

○和歌琴の栞 全一册 賣價十八錢 送料六錢



此書ハ和歌題詠の體裁を改めて、總部を耗し、新年部、及新題を加へ一々體裁を掲げ題意を説示し、維新の御代の太陽曆に適へられたる、和歌教育の書なり

○増補改正祝詞全書全一冊 賣價三十五錢 送料共

此書は神官教職の勳むべき、祭典のあらむ限り、所有祝詞を舉て所々に解釋を下し、其祝詞に係る心得、又祭式をも載られて試験の標目に具へられたる書なり

○府縣鄉村社祭典通式全一冊 賣價二十錢 送料二冊二錢

此書ハ某縣神職取締所の招聘に應じ、神祇官神宮其他の祭式を考定して、教授せられたる筆記なり

○假字遣提要全一冊 賣價未定

世にかなつかひの書多けれど、全ら其事理を解釋し、其類別を辨明したるにて、初學の人の見難く、他流の人の知難ければ、其まがひやすき假字を撫ひて小圖を點し、聊註解を下し符標を施して、名詞助詞の活用を知しめ、又字音假字遣をも附録して、直音拗音を辨へ、漢音吳音を分ちて、同じくいろは引にせられたれば、何人も直に見出して假字の正誤を知得べき使用の書なり

門人 小川秀英謹記

東久世伯爵題字未松謙澄君岡吉胤君序  
○神代帝都考全一冊 賣價五十錢 送料共

此書ハ豐前人挾間三氏の所著也、同國京都郡の、神代の帝都にして、伊弉諾命の宣給ひし、浦安國磯輪上秀真國々號の起因橋小門の神蹟を、始めとして天孫降臨も此地なりしは、高千穂に穂燭、二上、斐、の三峯ありて、火々出見命、葺不合命の神蹟、神武天皇東征の發途、或は皇居、山陵、に至るまで一々考證ありしは、無前の發見説たり、吉胤翁も評論を加へ、序文を著て、贊成せられたる書なれば、好古の學士一見せざるを得ざる奇書なり

賛助人名錄 順次不同

- |        |       |                        |        |        |      |      |      |       |      |      |      |      |      |      |      |      |                 |       |      |            |       |
|--------|-------|------------------------|--------|--------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------|-------|------|------------|-------|
| 東久世從二位 | 園伯爵   | 鍋島子爵 <small>小城</small> | 諫早男爵   | 三上文學博士 | 侯野   | 木村正  | 鴻雪   | 佐々木高美 | 丸山正彦 | 渡邊立包 | 島山健之 | 萩野由之 | 武信太郎 | 海上胤平 | 下田義天 | 近藤瓶城 | 滋岡從長            | 波多野行執 | 益野子信 | 前野忠次郎      | 菅野忠次郎 |
| 醍醐侯爵   | 佐々木伯爵 | 鍋島子爵 <small>藤池</small> | 坪井文學博士 | 神輿知常   | 飯田武郷 | 渡邊重石 | 今泉定介 | 湯本武比古 | 加茂瑞穂 | 高津敏三 | 關根正直 | 松本愛重 | 飯上永夫 | 井上頼文 | 岡崎成勝 | 池邊義象 | テ、オ、シ、ア、一、サ、一、君 | 田中伸稻  | 伊東祐穀 | 栃木縣足利郡神職諸君 |       |



103  
302

明治三十二年十月十日印刷  
全三十二年十月十四日發行

著作  
發行  
者兼

佐賀縣士族

岡吉胤

印刷者

近藤圭造

東京市麹町區飯田町五丁目廿六番地

印刷所

皇典講究所印刷部

東京市麹町區飯田町五丁目廿六番地

箕輪正義治君  
湯澤直義君  
荒賀謙三君  
渡邊木濶君  
佐々木太郎君  
武部兵衛君  
中島安太郎君  
村田正義君  
二宮正義君  
竹内正義君  
渡邊繁清君  
上野晴繁君  
飯塚晴見君  
小島忠吉君  
小島尚友君  
三角金太郎君  
山田一太郎君  
清原精太君  
矢代幸次君  
馬場孝太郎君  
馬場昇郎君  
阪西高嶺君  
岡崎友藏君

風山廣雄君  
入江眞澄君  
湯谷基守君  
鮎川榮治君  
原九右衛門君  
太田亮君  
三橋和郎君  
遠藤經教君  
島山重君  
山崎龜之助君  
橋本春樹君  
松原美成君  
挾間畏三君  
黑田弓男君  
多田久島忠一君  
大園恭倫君  
長谷川牛太郎君  
渡邊英記君  
白井壽雄君  
岩政隣君  
伊藤友信君  
木藤友英君  
森反作君  
吉澤晴次君



